

資料3-1 公共用水域における人の健康の保護に関する環境基準(27項目)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg/l 以下	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/l 以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05mg/l 以下	規格K0102の65.2に定める方法
砒素	0.01mg/l 以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/l 以下	昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/l 以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/l 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/l 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/l 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/l 以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/l 以下	規格K0102の34.1に定める方法又は規格K0102の34.1(c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/l 以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 5 平成21年11月30日の改正により、1,1-ジクロロエチレンの基準値が0.02mg/lから0.1mg/lに見直された。また、1,4-ジオキサンが新規追加となった。

資料3-2 生活環境の保全に関する環境基準

1 河川

(1) 河川(湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の適 応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるも の	6.5 以上 8.5 以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以下	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の 欄に掲げるも の	6.5 以上 8.5 以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以下	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の 欄に掲げるも の	6.5 以上 8.5 以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以下	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の 欄に掲げるも の	6.5 以上 8.5 以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以下	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以下	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2mg/l 以下	—
測定方法		規格K0102の 12.1に定める方 法又はガラス電 極を用いる水質 自動監視測定装 置によりこれと同 程度の計測結果 の得られる方法	規格K 0102 の 21に定める方法	公共用水域告示 付表8に掲げる 方法	規格K 0102 の 32に定める方法 又は隔膜電極を 用いる水質自動 監視測定装置に よりこれと同程度 の計測結果の得 られる方法	最確数による定 量法

備 考

- 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする(湖沼もこれに準ずる。)
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼海域もこれに準ずる。)
- 4 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)

試料 10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した4段階(試料量が 0.1ml以下の場合は 1mlに希釈して用いる。)を5本ずつ BGLB 醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌

群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

- (注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
 2 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級: コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級: 特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下
測定方法		規格K0102の53に定める方法(準備操作は規格K0102の53に定める方法によるほか、公共用水域告示付表9に掲げる方法によることができる。また、規格K0102の53で使用する水については公共用水域告示付表9の1(1)による。)

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

(2) 湖沼(天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の適 応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/l 以下	1mg/l 以下	7.5mg/l 以下	50MPN/ 100ml以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/l 以下	5mg/l 以下	7.5mg/l 以下	1,000MPN/ 100ml以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/l 以下	15mg/l 以下	5mg/l 以下	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/l 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと。	2mg/l 以下	—
測定方法		規格K 0102 の 12.1 に定める方法 又はガラス電極を用いる水質 自動監視測定装置によりこれと同 程度の計測結果の得られる方法	規格K 0102 の 17 に定める方法	公共用水域告示 付表8に掲げる 方法	規格K 0102 の 32 に定める方法 又は隔膜電極を用いる水質自動 監視測定装置によりこれと同程度 の計測結果の得られる方法	最確数による定 量法

備考

水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
 2 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2、3級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級: ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級: コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級: 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以下
Ⅱ	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下
測定方法		規格K0102の45.2、 45.3又は45.4に定め る方法	規格K0102の46.3に 定める方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

(注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)

3 水産1種: サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種: ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種: コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下
測定方法		規格K0102の53に定める方法(準備操作は規格K0102の53に定める方法によるほか、公共用水域告示付表9に掲げる方法によることができる。また、規格K0102の53で使用する水については公共用水域告示付表9の1(1)による。)

2 海域
ア

項目 類型	利用目的の適 応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出 物質(油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の 欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml以下	検出されないこと。
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に 掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—	—
測定方法		規格K 0102 の 12.1 に定める方法 又はガラス電 極を用いる水質 自動監視測定装置 によりこれと同 程度の計測結果 の得られる方法	規格K 0102 の 17 に定める方法 (ただし、B類型 の工業用水及び 水産2級のうちノ リ養殖の利水点 における測定方 法はアルカリ性 法	規格K 0102 の 32 に定める方法 又は隔膜電極を 用いる水質自動 監視測定装置に よりこれと同程度 の計測結果の得 られる方法	最確数による定 量法	公共用水域告示 付表 10 に掲げ る方法

備 考

- 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100ml以下とする。
- 2 アルカリ性法とは、次のものをいう。

試料 50mlを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%) 1mlを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/ℓ) 10mlを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%) 1mlとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%) 1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1) 0.5mlを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/ℓ)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。

同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。

$$\text{COD}(\text{O}_2\text{mg}/\ell) = 0.08 \times (b) - (a) \times f_{\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3} \times 1000/50$$

(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/ℓ)の滴定値(ml)

(b) : 蒸留水について行った空試験値(ml)

$f_{\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3}$: チオ硫酸ナトリウム溶液 (10 mmol/ℓ)の力価

- (注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
2 水産1級: マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級: ボラ、ノリ等の水産生物用
3 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/l以下	0.02mg/l以下
II	水産1種水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/l以下	0.03mg/l以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/l以下	0.09mg/l以下
測定方法		規格K0102の45.4に定める方法	規格K0102の46.3に定める方法

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
 2 水産1種: 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種: 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種: 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全: 年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/l以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/l以下
測定方法		規格K0102の53に定める方法(準備操作は規格K0102の53に定める方法によるほか、公共用水域告示付表9に掲げる方法によることができる。また、規格K0102の53で使用する水については公共用水域告示付表9の1(1)による。)

資料 3-3 水質環境基準の類型指定状況

(1) pH、COD等

水 域		該当類型	達成期間	備 考
燧灘北西部海域	燧灘北西部	A	イ	昭和 49 年 5 月 13 日 環境庁告示第 39 号
燧灘東部海域	伊予三島港	C	ロ	平成 14 年 3 月 29 日 環境省告示第 33 号
	三島・川之江地先海域(1)			
	三島・川之江地先海域(2)	B	ロ	
	三島・川之江地先海域(3)			
	三島・川之江地先海域(4)			
燧灘東部	A	ロ	昭和 49 年 5 月 13 日 環境庁告示第 39 号	
伊予三島・土居海域	伊予三島・土居海域	A	イ	昭和 48 年 3 月 6 日 愛媛県告示第 246 号
新居浜海域	新居浜港航路泊地	C	イ	昭和 48 年 3 月 6 日 愛媛県告示第 246 号
	新居浜海域甲	C	ロ	
	沢津漁港	B	イ	
	新居浜海域乙	B	ロ	
	新居浜海域丙	A	ロ	
西条海域	東予港西条地区航路泊地甲	C	イ	昭和 48 年 3 月 6 日 愛媛県告示第 246 号
	東予港西条地区航路泊地乙	B	ロ	
	西条海域甲	B	ロ	
	西条海域丙	A	ロ	
東予海域	東予港壬生川地区	C	イ	昭和 48 年 3 月 6 日 愛媛県告示第 246 号
	東予海域甲	B	ロ	
	東予海域乙	B	ロ	
	東予海域丙	A	イ	
	河原津漁港	B	ロ	
伊予灘	三津内港(甲)	C	ロ	昭和 49 年 4 月 12 日 愛媛県告示第 421 号
	三津内港(乙)	B	イ	
	吉田浜船溜り(甲)	C	ロ	
	吉田浜船溜り(乙)	B	ロ	
	和気港	B	ロ	
	松山外港	B	ロ	
	松前港	B	ロ	
	伊予灘(一般)	A	イ	
宇和海	八幡浜港	B	ロ	昭和 49 年 4 月 12 日 愛媛県告示第 421 号
	宇和島港	B	ロ	
	宇和海(一般)	A	イ	

水域		該当類型	達成期間	備考
重信川水系	石手川(甲)	C	ロ	昭和49年4月12日 愛媛県告示第421号
	石手川(乙)	A A	イ	
	重信川(甲)	A	ロ	
	重信川(乙)	A A	イ	
肱川水系	肱川水域(甲)	A	ロ	昭和50年5月23日 愛媛県告示第511号
	肱川水域(乙)	A A	イ	
	鹿野川湖	B	イ	
加茂川水系	加茂川水域	A A	イ	昭和51年6月25日 愛媛県告示第677号
	黒瀬ダム貯水池	A	イ	
中山川水系	中山川水域(甲)	A A	イ	昭和51年6月25日 愛媛県告示第677号
	中山川水域(乙)	A	イ	
渡川水系	広見川水域(甲)	A A	イ	昭和51年6月25日 愛媛県告示第677号
	広見川水域(乙)	A	イ	
	三間川水域	A	イ	
銅山川水系	銅山川水域	A A	イ	昭和52年9月20日 愛媛県告示第1034号
	柳瀬ダム貯水池	A	イ	
	新宮ダム貯水池	A	イ	
仁淀川水系	仁淀川(甲)	A A	イ	昭和52年9月20日 愛媛県告示第1034号
	仁淀川(乙)	A	イ	
	面河ダム	A	イ	
蒼社川水系	蒼社川(甲)	A A	イ	昭和53年12月8日 愛媛県告示第1377号
	蒼社川(乙)	A	イ	
岩松川水系	岩松川	A A	イ	昭和53年12月8日 愛媛県告示第1377号

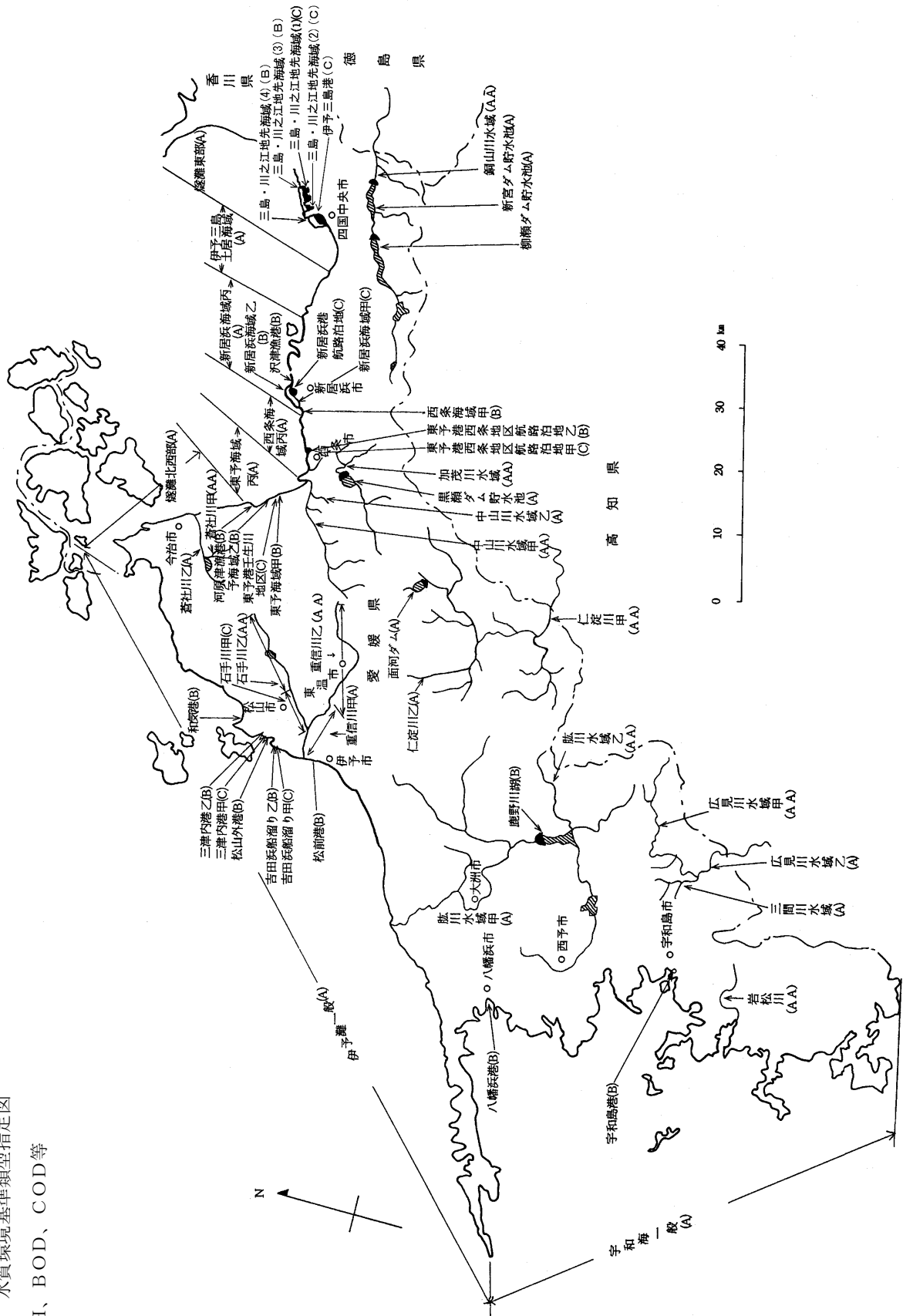
注) 達成期間の区分「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内のできるだけ早い時期に達成。

(2) 全窒素、全燐

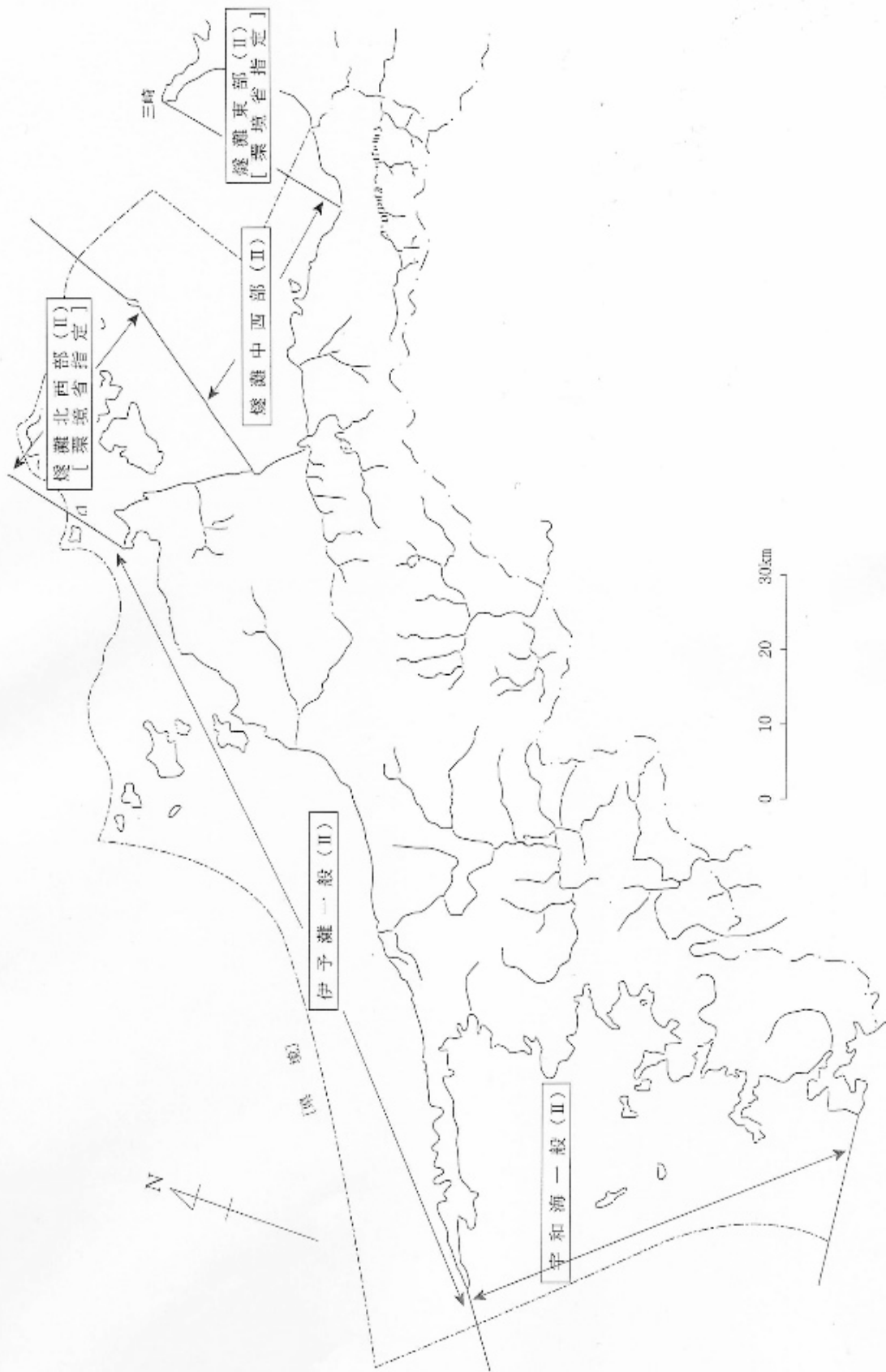
水 域	該当類型	達成期間	備 考
燧灘東部	Ⅱ	直ちに達成	平成15年3月27日 環境省告示第35号
燧灘北西部	Ⅱ	直ちに達成	
燧灘中西部	Ⅱ	直ちに達成	平成9年4月25日 愛媛県告示第843号
伊予灘一般	Ⅱ	直ちに達成	
宇和海一般	Ⅱ	直ちに達成	

資料 3-4 水質環境基準類型指定図

(1) pH、BOD、COD等



(2) 全室来、全燐



資料3-5 地下水の環境基準(28項目)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg/l以下	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/l以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05mg/l以下	規格K0102の65.2に定める方法
砒素	0.01mg/l以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/l以下	昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/l以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002mg/l以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/l以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/l以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/l以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/l以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/l以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/l以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/l以下	規格K0102の34.1に定める方法又は規格K0102の34.1c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/l以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
- 5 平成21年11月30日の改正により、1,1-ジクロロエチレンの基準値が0.02mg/lから0.1mg/lに見直された。また、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンが新規追加された。さらに、シス-1,2-ジクロロエチレンにかわり1,2-ジクロロエチレン(シス体及びトランス体の和)が追加された。

資料3-6 公共用水域水質測定結果地点別総括表(平成20年度) 健康項目(26項目)

河川及び湖沼

(単位:mg/l)

水域名	地点名	地点番号	PCB		ジクロロメタン		四塩化炭素		1,2-ジクロロエタン		1,1-ジクロロエチレン		シス-1,2-ジクロロエチレン	
			m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値
石手川(甲)	市坪	1 - 51	0 / 2	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.0004	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.004
石手川(乙)	石手川ダム	2 - 1	0 / 2	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.0004	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.004
重信川(甲)	川口大橋	3 - 1	0 / 2	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.0004	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.004
重信川(甲)	出合橋	3 - 2	0 / 2	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.0004	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.004
重信川(甲)	中川原橋	3 - 3	0 / 2	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.0004	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.004
重信川(乙)	持志大橋	4 - 2	0 / 2	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.0004	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.004
重信川(乙)	重信橋	4 - 3	0 / 2	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.0004	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.004
腕川水域(甲)	袈園大橋	5 - 1	0 / 2	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.0004	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.004
腕川水域(甲)	腕川橋	5 - 2	0 / 2	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.0004	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.004
腕川水域(甲)	天神橋	5 - 4	0 / 2	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.0004	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.004
腕川水域(甲)	下宇和橋	5 - 5	0 / 2	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.0004	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.004
腕川水域(甲)	生々橋	5 - 6	0 / 2	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.0004	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.004
腕川水域(甲)	腕川水域St-15	5 - 52												
腕川水域(甲)	ダム直下	5 - 55												
腕川水域(甲)	野村ダムサイト	5 - 62	0 / 2	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.0004	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.004
腕川水域(甲)	明間	5 - 63												
腕川水域(甲)	畑ヶ谷	5 - 64												
加茂川水域	加茂川橋	7 - 1	0 / 2	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.0004	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.004
加茂川水域	加茂川水域St-7	7 - 52												
加茂川水域	加茂川水域St-8	7 - 53												
加茂川水域(甲)	中山川橋上流	8 - 1												
中山川水域(甲)	落合	8 - 52												
中山川水域(乙)	新兵衛橋	9 - 1	0 / 2	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.0004	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.004
広見川水域(甲)	鏡川橋	10 - 51												
広見川水域(甲)	藤川橋	10 - 53												
三間川水域	泉橋	12 - 1	0 / 2	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.0004	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.004
三間川水域	寺尾	13 - 51	0 / 2	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.0004	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.004
鍋山川水域	柳瀬ダム貯水池(甲/川)	13 - 53												
鍋山川水域	上小川	13 - 54												
鍋山川水域	富郷ダム	13 - 56	0 / 1	< 0.0005	0 / 1	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.0004	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.004
鍋山川水域	別子橋	13 - 57												
仁淀川(甲)	仕出	14 - 4	0 / 2	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.0004	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.004
香社川(乙)	落合	17 - 52	0 / 2	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.0004	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.004
若松川水域	三島	18 - 1	0 / 2	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.0004	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.004
砥部川水域	砥部川水域St-1	201 - 1												
砥部川水域	砥部川水域St-2	201 - 2												
金生川	川之江橋	210 - 1	0 / 2	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.0004	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.004
国領川	城下橋	212 - 1	0 / 2	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.0004	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.004
鹿野川湖	ダム堰堤	501 - 1	0 / 2	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.0004	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.004
鹿野川湖	ダム中央	501 - 2	0 / 2	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.0004	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.004
柳瀬ダム貯水池	ダム堰堤	503 - 1	0 / 2	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.0004	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.004
柳瀬ダム貯水池	堰渡橋	503 - 52												
柳瀬ダム貯水池	下長瀬	504 - 54												
新宮ダム貯水池	ダム堰堤	504 - 1	0 / 1	< 0.0005	0 / 1	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.0004	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.004
合計			0 / 52		0 / 52			0 / 52		0 / 52			0 / 52	

m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数

ND: 検出されず

資料3-6 公共用水域水質測定結果地点別総括表(平成20年度) 健康項目(26項目)

河川及び湖沼

(単位:mg/L)

水域名	地点名	地点番号	シマジン		ネオペンカルブ		ベンゼン		セレン		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		ふっ素		ほう素		
			m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値
石手川(甲)	市坪	1-51	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/3	2.8	2.4	0/2	0.52	0/2	0.25
石手川(乙)	石手川ダム	2-1	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/12	1.2	0.98	0/2	0.14	0/2	0.03
重信川(甲)	川口大橋	3-1	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/3	2.1	1.9	0/2	0.13	0/2	0.17
重信川(甲)	出合橋	3-2	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/3	2.5	2	0/2	0.28	0/2	0.15
重信川(甲)	中川原橋	3-3	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/3	2.0	1.8	0/2	<0.08	0/2	0.05
重信川(乙)	栲志大橋	4-2	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/3	1.5	1.2	0/2	<0.08	0/2	0.04
重信川(乙)	車橋	4-3	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/3	1.5	1.3	0/2	<0.08	0/2	0.05
腕川水域(甲)	柞園大橋	5-1	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/2	0.90	0.88	0/2	<0.08	0/2	0.03
腕川水域(甲)	腕川橋	5-2	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/2	0.82	0.82	0/2	<0.08	0/2	0.03
腕川水域(甲)	天神橋	5-4															
腕川水域(甲)	下宇和橋	5-5	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/2	1.4	1.1	0/2	0.16	0/2	0.02
腕川水域(甲)	生々橋	5-6	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/2	1.0	0.93	0/2	<0.08	0/2	0.04
腕川水域(甲)	腕川下	5-52															
腕川水域(甲)	野村ダムサイト	5-62	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/11	0.93	0.77				
腕川水域(甲)	明間	5-63															
腕川水域(甲)	畑ヶ谷	5-64															
加茂川水域	加茂川橋	7-1	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/2	0.61	0.58	0/2	<0.08	0/2	0.03
加茂川水域	加茂川水域St-7	7-52															
加茂川水域	加茂川水域St-8	7-53															
中山川水域(甲)	中山川橋上流	8-1															
中山川水域(甲)	落合	8-52	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/2	1.2	0.95				
中山川水域(乙)	新兵衛橋	9-1	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/2	0.95					
広見川水域(甲)	鏡川橋	10-51															
広見川水域(甲)	藤川橋	10-53															
三間川水域	泉橋	12-1	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/2	0.54	0.48	0/2	0.11	0/2	<0.02
三間川水域	寺尾	13-51	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/2	1.0	0.85	0/2	0.11	0/2	<0.02
鍋山川水域	柳瀬ダム貯水池(甲/川)	13-53															
鍋山川水域	上小川	13-54															
鍋山川水域	富郷ダム	13-56	0/1	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/36	0.40	0.32	0/4	<0.10	0/4	<0.10
鍋山川水域	別子橋	13-57															
香社川(乙)	落合	14-4	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/2	0.27	0.27	0/2	<0.08	0/2	<0.02
若松川水域	三島	17-52	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/2	0.89	0.79	0/2	0.30	0/2	<0.02
砥部川水域	砥部川水域St-1	201-1															
砥部川水域	砥部川水域St-2	201-2															
金生川	川之江橋	210-1	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/2	2.2	2.0	0/2	0.08	0/2	0.02
国領川	城下橋	212-1	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/2	0.96	0.95	0/2	<0.08	0/2	0.02
鹿野川湖	ダム堰堤	501-1	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/36	0.96	0.64	0/2	<0.10	0/2	<0.10
柳瀬ダム貯水池	ダム中央	501-2	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/36	1.2	0.77	0/2	<0.1	0/2	<0.1
柳瀬ダム貯水池	ダム堰堤	503-1	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/36	0.57	0.34	0/2	<0.10	0/2	<0.10
柳瀬ダム貯水池	壱波橋	503-52															
柳瀬ダム貯水池	下長瀬	504-54															
新宮ダム貯水池	ダム堰堤	504-1	0/1	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/36	0.73	0.50	0/4	<0.1	0/4	<0.1
合計			0/52			0/52		0/52		0/58	0/380		0/56		0/56		0/56

m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数

ND: 検出されず

資料3-6 公共用水域水質測定結果地点別総括表(平成20年度) 健康項目(26項目)

海域

水質名	地点名	地点番号	カドミウム		全シアン		鉛		六価クロム		砒素		総水銀		アルキル水銀	
			m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	m/n
新居浜港航路泊地	新居浜海域St-8	606-1	0/1	< 0.001	< 0.001	0/1	< 0.1	< 0.005	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.005	0/1	< 0.0005		
新居浜海域(丙)	新居浜海域St-3	610-3	0/1	< 0.001	< 0.001	0/1	< 0.1	< 0.005	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.005	0/1	< 0.0005		
東京湾東地区(甲)	西条海域St-5	611-1	0/1	< 0.001	< 0.001	0/1	< 0.1	< 0.005	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.005	0/1	< 0.0005		
西条海域(甲)	西条海域St-1	613-1	0/2	< 0.001	< 0.001			< 0.005	< 0.005				0/2	< 0.0005		
東京湾生山地区	東予海域St-4	616-1	0/1	< 0.001	< 0.001	0/1	< 0.1	< 0.005	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.005	0/1	< 0.0005		
三津内港(乙)	松山海域St-6	622-1	0/2	< 0.001	< 0.001	0/2	< 0.1	< 0.005	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.005	0/2	< 0.0005		
吉田浜船溜り(甲)	松山海域St-9	623-1	0/12	< 0.001	< 0.001	0/2	< 0.1	< 0.005	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.005	0/12	< 0.0005		
吉田浜船溜り(乙)	松山海域St-10	624-1														
和気港	松山海域St-2	625-1	0/2	< 0.001	< 0.001	0/2	< 0.1	< 0.005	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.005	0/2	< 0.0005		
松山外港	松山海域St-8	626-1														
伊予灘一般	海老木通・朝陽橋St-4	628-4	0/1	< 0.001	< 0.001	0/1	< 0.1	< 0.005	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.005	0/1	< 0.0005		
伊予灘一般	北条海域St-3	628-9	0/2	< 0.001	< 0.001	0/2	< 0.1	< 0.005	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.005	0/2	< 0.0005		
伊予灘一般	松山海域St-4	628-12	0/2	< 0.001	< 0.001	0/2	< 0.1	< 0.005	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.005	0/2	< 0.0005		
伊予灘一般	松山海域St-11	628-14														
伊予灘一般	松山海域St-12	628-15	0/2	< 0.001	< 0.001	0/2	< 0.1	< 0.005	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.005	0/2	< 0.0005		
伊予灘一般	松前海域St-2	628-18	0/1	< 0.001	< 0.001	0/1	< 0.1	< 0.005	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.005	0/1	< 0.0005		
伊予灘一般	長浜海域St-2	628-24	0/1	< 0.001	< 0.001	0/1	< 0.1	< 0.005	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.005	0/1	< 0.0005		
伊予灘一般	松山海域St-15	628-51														
八幡浜港	八幡浜・保内海域St-5	629-1	0/1	< 0.001	< 0.001	0/1	< 0.1	< 0.005	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.005	0/1	< 0.0005		
宇和島港	宇和島海域St-2	630-2	0/1	< 0.001	< 0.001	0/1	< 0.1	< 0.005	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.005	0/1	< 0.0005		
宇和海一般	吉田海域St-2	631-19	0/1	< 0.001	< 0.001	0/1	< 0.1	< 0.005	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.005	0/1	< 0.0005		
宇和海一般	内海御荘海域St-3	631-28	0/1	< 0.001	< 0.001	0/1	< 0.1	< 0.005	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.005	0/1	< 0.0005		
三島川芝地先海域(1)	伊予三島川之江海域St-9	634-2	0/1	< 0.001	< 0.001	0/1	< 0.1	< 0.005	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.005	0/1	< 0.0005		
隠灘東部	伊予三島川之江海域St-1	636-1	0/1	< 0.001	< 0.001	0/1	< 0.1	< 0.005	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.005	0/1	< 0.0005		
合計			0/37			0/25		0/27		0/59		0/27	0/53			/

m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数

ND: 検出されず

資料3-6 公共用水域水質測定結果地点別総括表(平成20年度) 健康項目(26項目)

海域

水質名	地点名	地点番号	POB		ジクロロタン		四塩化炭素		1,2-ジクロロエタン		1,1-ジクロロエチレン		シス-1,2-ジクロロエチレン		平均値
			m/n	最大値	m/n	平均値	m/n	最大値	m/n	平均値	m/n	最大値	m/n	平均値	
新居浜港航路泊地	新居浜海域St-8	606-1	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.002	< 0.002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.0004	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.004	< 0.004
新居浜海域(丙)	新居浜海域St-3	610-3	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.002	< 0.002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.0004	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.004	
東京湾東部地区(甲)	西条海域St-5	611-1	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.002	< 0.002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.0004	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.004	
西条海域(甲)	西条海域St-1	613-1													
東京湾生山地区	東予海域St-4	616-1	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.002	< 0.002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.0004	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.004	
三津内港(乙)	松山海域St-6	622-1	0/2	< 0.0005	0/2	< 0.002	< 0.002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.0004	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.004	
吉田浜船溜り(甲)	松山海域St-9	623-1	0/2	< 0.0005	0/2	< 0.002	< 0.002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.0004	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.004	
吉田浜船溜り(乙)	松山海域St-10	624-1													
和気港	松山海域St-2	625-1	0/2	< 0.0005	0/2	< 0.002	< 0.002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.0004	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.004	
松山外港	松山海域St-8	626-1													
伊予灘一般	海方・大瀬・朝陽港St-4	628-4	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.002	< 0.002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.0004	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.004	
伊予灘一般	北条海域St-3	628-9	0/2	< 0.0005	0/2	< 0.002	< 0.002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.0004	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.004	
伊予灘一般	松山海域St-4	628-12	0/2	< 0.0005	0/2	< 0.002	< 0.002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.0004	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.004	
伊予灘一般	松山海域St-11	628-14													
伊予灘一般	松山海域St-12	628-15	0/2	< 0.0005	0/2	< 0.002	< 0.002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.0004	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.004	
伊予灘一般	松前海域St-2	628-18	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.002	< 0.002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.0004	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.004	
伊予灘一般	長浜海域St-2	628-24	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.002	< 0.002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.0004	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.004	
伊予灘一般	松山海域St-15	628-51													
八幡浜港	八幡浜・保内海域St-5	629-1	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.002	< 0.002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.0004	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.004	
宇和島港	宇和島海域St-2	630-2	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.002	< 0.002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.0004	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.004	
宇和海一般	吉田海域St-2	631-19	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.002	< 0.002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.0004	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.004	
宇和海一般	内海御荘海域St-3	631-28	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.002	< 0.002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.0004	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.004	
三島川芝江地先海域(1)	伊予三島川之江海域St-9	634-2	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.002	< 0.002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.0004	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.004	
隠灘東部	伊予三島川之江海域St-1	636-1	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.002	< 0.002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.0004	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.004	
合計			0/25		0/53						0/25		0/25		

(単位:mg/L)

m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数

ND: 検出されず

資料3-6 公共用水域水質測定結果地点別総括表(平成20年度) 健康項目(26項目)

海域

水質名	地点名	地点番号	1.1.1-トリクロロエタン		1.1.2-トリクロロエタン		トリクロロエチレン		ヘトクロロエチレン		1.3-ジクロロプロペン		チウラム		
			m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値
			0/1	< 0.0005	0/1	< 0.0006	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.0002	0/1	< 0.0002	0/1
新居浜港航路泊地	新居浜海域St-8	606-1	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.0006	0/1	< 0.0002	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.0002	0/1	< 0.0006	
新居浜海域(丙)	新居浜海域St-3	610-3	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.0006	0/1	< 0.0002	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.0002	0/1	< 0.0006	
東京湾東部地区(甲)	西条海域St-5	611-1	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.0006	0/1	< 0.0002	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.0002	0/1	< 0.0006	
西条海域(甲)	西条海域St-1	613-1													
東京湾生山地区	東予海域St-4	616-1	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.0006	0/1	< 0.0002	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.0002	0/1	< 0.0006	
三津内港(乙)	松山海域St-6	622-1	0/2	< 0.0005	0/2	< 0.0006	0/2	< 0.0002	0/2	< 0.0005	0/2	< 0.0002	0/2	< 0.0006	
吉田浜船溜り(甲)	松山海域St-9	623-1	0/2	< 0.0005	0/2	< 0.0006	0/2	< 0.0002	0/2	< 0.0005	0/2	< 0.0002	0/2	< 0.0006	
吉田浜船溜り(乙)	松山海域St-10	624-1													
和気港	松山海域St-2	625-1	0/2	< 0.0005	0/2	< 0.0006	0/2	< 0.0002	0/2	< 0.0005	0/2	< 0.0002	0/2	< 0.0006	
松山外港	松山海域St-8	626-1													
伊予灘一般	海老木通・柳瀬St-4	628-4	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.0006	0/1	< 0.0002	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.0002	0/1	< 0.0006	
伊予灘一般	北条海域St-3	628-9	0/2	< 0.0005	0/2	< 0.0006	0/2	< 0.0002	0/2	< 0.0005	0/2	< 0.0002	0/2	< 0.0006	
伊予灘一般	松山海域St-4	628-12	0/2	< 0.0005	0/2	< 0.0006	0/2	< 0.0002	0/2	< 0.0005	0/2	< 0.0002	0/2	< 0.0006	
伊予灘一般	松山海域St-11	628-14													
伊予灘一般	松山海域St-12	628-15	0/2	< 0.0005	0/2	< 0.0006	0/2	< 0.0002	0/2	< 0.0005	0/2	< 0.0002	0/2	< 0.0006	
伊予灘一般	松前海域St-2	628-18	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.0006	0/1	< 0.0002	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.0002	0/1	< 0.0006	
伊予灘一般	長浜海域St-2	628-24	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.0006	0/1	< 0.0002	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.0002	0/1	< 0.0006	
伊予灘一般	松山海域St-15	628-51													
八幡浜港	八幡浜・保内海域St-5	629-1	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.0006	0/1	< 0.0002	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.0002	0/1	< 0.0006	
宇和島港	宇和島海域St-2	630-2	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.0006	0/1	< 0.0002	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.0002	0/1	< 0.0006	
宇和海一般	吉田海域St-2	631-19	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.0006	0/1	< 0.0002	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.0002	0/1	< 0.0006	
宇和海一般	内海御荘海域St-3	631-28	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.0006	0/1	< 0.0002	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.0002	0/1	< 0.0006	
三島川芝地先海域(1)	伊予三島川之江海域St-9	634-2	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.0006	0/1	< 0.0002	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.0002	0/1	< 0.0006	
薩摩東部	伊予三島川之江海域St-1	636-1	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.0006	0/1	< 0.0002	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.0002	0/1	< 0.0006	
合計			0/25		0/25		0/25		0/25		0/25		0/25		

m:環境基準値を超える検体数 n:総検体数

ND:検出されず

資料3-6 公共用水域水質測定結果地点別総括表(平成20年度) 健康項目(26項目)

海域

水質名	地点名	地点番号	シマゾン		チオペンカルブ		ベンゼン		セレン		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		ふつ素		ほう素	
			m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値
新居浜港航路泊地	新居浜海域St-8	606-1	0/1	< 0.0003	< 0.0003	0/1	< 0.002	< 0.001	0/1	< 0.002	< 0.002	0/1	< 0.002	< 0.002	0/1	< 0.002
新居浜海域(丙)	新居浜海域St-3	610-3	0/1	< 0.0003	< 0.0003	0/1	< 0.002	< 0.001	0/1	< 0.002	< 0.002	0/1	< 0.002	< 0.002	0/1	< 0.002
東京湾東部地区(甲)	西条海域St-5	611-1	0/1	< 0.0003	< 0.0003	0/1	< 0.002	< 0.001	0/1	< 0.002	< 0.002	0/1	< 0.002	< 0.002	0/1	< 0.002
西条海域(甲)	西条海域St-1	613-1														
東京湾生山地区	東予海域St-4	616-1	0/1	< 0.0003	< 0.0003	0/1	< 0.002	< 0.001	0/1	< 0.002	< 0.002	0/1	< 0.002	< 0.002	0/1	< 0.002
三津内港(乙)	松山海域St-6	622-1	0/2	< 0.0003	< 0.0003	0/2	< 0.002	< 0.001	0/2	< 0.002	< 0.002	0/2	< 0.002	< 0.002	0/2	< 0.002
吉田浜船溜り(甲)	松山海域St-9	623-1	0/2	< 0.0003	< 0.0003	0/2	< 0.002	< 0.001	0/2	< 0.002	< 0.002	0/2	< 0.002	< 0.002	0/2	< 0.002
吉田浜船溜り(乙)	松山海域St-10	624-1														
和気港	松山海域St-2	625-1	0/2	< 0.0003	< 0.0003	0/2	< 0.002	< 0.001	0/2	< 0.002	< 0.002	0/2	< 0.002	< 0.002	0/2	< 0.002
松山外港	松山海域St-8	626-1														
伊予灘一般	海老木通・朝陽港St-4	628-4	0/1	< 0.0003	< 0.0003	0/1	< 0.002	< 0.001	0/1	< 0.002	< 0.002	0/1	< 0.002	< 0.002	0/1	< 0.002
伊予灘一般	北条海域St-3	628-9	0/2	< 0.0003	< 0.0003	0/2	< 0.002	< 0.001	0/2	< 0.002	< 0.002	0/2	< 0.002	< 0.002	0/2	< 0.002
伊予灘一般	松山海域St-4	628-12	0/2	< 0.0003	< 0.0003	0/2	< 0.002	< 0.001	0/2	< 0.002	< 0.002	0/2	< 0.002	< 0.002	0/2	< 0.002
伊予灘一般	松山海域St-11	628-14														
伊予灘一般	松山海域St-12	628-15	0/2	< 0.0003	< 0.0003	0/2	< 0.002	< 0.001	0/2	< 0.002	< 0.002	0/2	< 0.002	< 0.002	0/2	< 0.002
伊予灘一般	松前海域St-2	628-18	0/1	< 0.0003	< 0.0003	0/1	< 0.002	< 0.001	0/1	< 0.002	< 0.002	0/1	< 0.002	< 0.002	0/1	< 0.002
伊予灘一般	長浜海域St-2	628-24	0/1	< 0.0003	< 0.0003	0/1	< 0.002	< 0.001	0/1	< 0.002	< 0.002	0/1	< 0.002	< 0.002	0/1	< 0.002
伊予灘一般	松山海域St-15	628-51														
八幡浜港	八幡浜・保内海域St-5	629-1	0/1	< 0.0003	< 0.0003	0/1	< 0.002	< 0.001	0/1	< 0.002	< 0.002	0/1	< 0.002	< 0.002	0/1	< 0.002
宇和島港	宇和島海域St-2	630-2	0/1	< 0.0003	< 0.0003	0/1	< 0.002	< 0.001	0/1	< 0.002	< 0.002	0/1	< 0.002	< 0.002	0/1	< 0.002
宇和海一般	吉田海域St-2	631-19	0/1	< 0.0003	< 0.0003	0/1	< 0.002	< 0.001	0/1	< 0.002	< 0.002	0/1	< 0.002	< 0.002	0/1	< 0.002
宇和海一般	内海御庄海域St-3	631-28	0/1	< 0.0003	< 0.0003	0/1	< 0.002	< 0.001	0/1	< 0.002	< 0.002	0/1	< 0.002	< 0.002	0/1	< 0.002
三島川芝地先海域(1)	伊予三島川之江海域St-9	634-2	0/1	< 0.0003	< 0.0003	0/1	< 0.002	< 0.001	0/1	< 0.002	< 0.002	0/1	< 0.002	< 0.002	0/1	< 0.002
薩摩東部	伊予三島川之江海域St-1	636-1	0/1	< 0.0003	< 0.0003	0/1	< 0.002	< 0.001	0/1	< 0.002	< 0.002	0/1	< 0.002	< 0.002	0/1	< 0.002
合計			0/25			0/25			0/25			0/25			0/25	

m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数

ND: 検出されず

資料3-8 環境基準達成状況(全窒素及び全燐)

海域(全窒素)

類型指定水域名	類型	達成期間	指定年度	環境基準点数	達成状況(年度)											
					9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
燧灘東部	Ⅱ	イ	14	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
燧灘中西部	Ⅱ	イ	9	20	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
燧灘北西部	Ⅱ	イ	14	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
伊予灘一般	Ⅱ	イ	9	34	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宇和海一般	Ⅱ	イ	9	33	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
達成水域数				(95)	5	4	3	5	5	5	5	5	5	5	5	5
類型指定水域数					5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
達成率(%)				—	100	80	60	100	100	100	100	100	100	100	100	100

海域(全燐)

類型指定水域名	類型	達成期間	指定年度	環境基準点数	達成状況(年度)											
					9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
燧灘東部	Ⅱ	イ	14	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
燧灘中西部	Ⅱ	イ	9	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
燧灘北西部	Ⅱ	イ	14	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
伊予灘一般	Ⅱ	イ	9	34	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宇和海一般	Ⅱ	イ	9	33	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
達成水域数				(95)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
類型指定水域数					5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
達成率(%)				—	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

注) ○:環境基準を達成している水域 ×:環境基準を達成していない水域

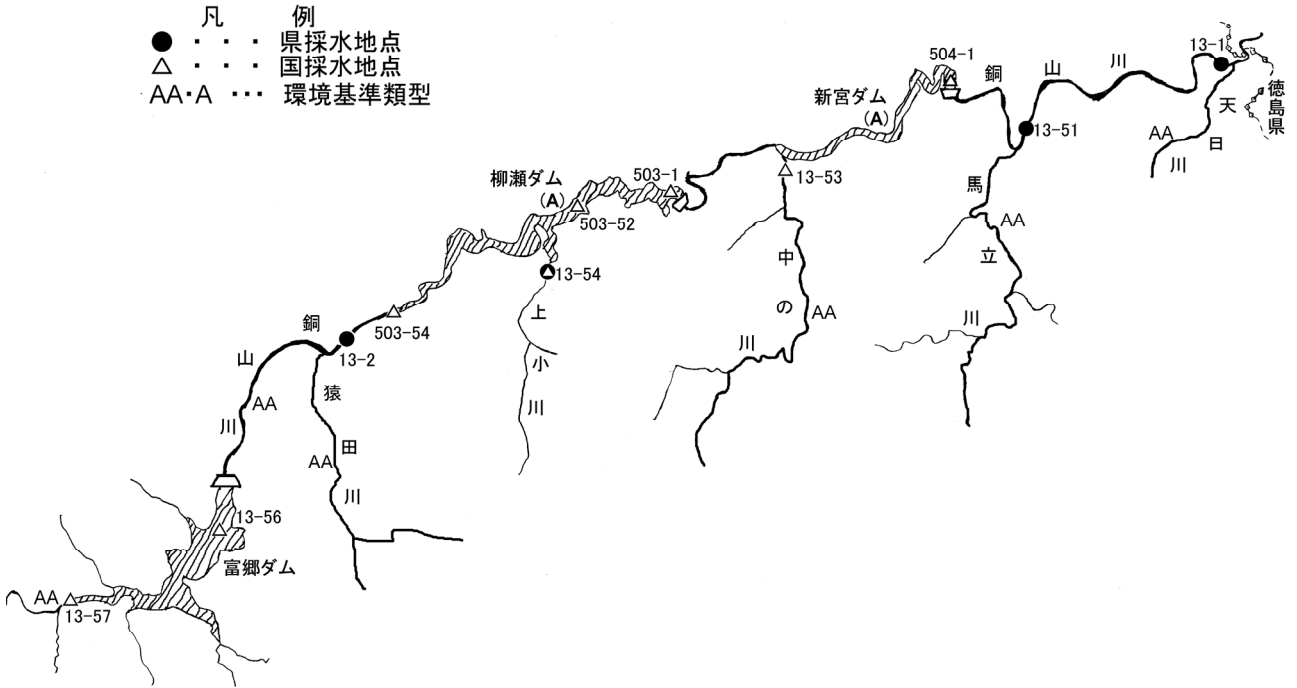
資料3-9 公共用水域水质测定結果地点別総括表(平成20年度) 生活環境項目

水質項目(河川名称)	地点名	地点コード	pH			DO(mg/ℓ)			COD(mg/ℓ)			濁分(mg/ℓ)			大腸菌数(MPN/100ml)															
			最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均													
			m	n	m/n	m	n	m/n	m	n	m/n	m	n	m/n	m	n	m/n													
伊予三島土居川	伊予三島土居川	605-01	A	8.1	8.3	12	6.6	10	4	12	8.6	1.6	3.2	3	12	1.6	3.2	3	12	25.0	2.0	13	2.0	0.4	4	0.4	2.4			
	伊予三島土居川	605-02	A	8.0	8.4	12	6.5	9.8	4	12	8.4	1.3	2.4	3	12	1.2	3.2	3	12	25.0	1.8	17	2.0	ND	0.4	4	0.4	1.9		
	伊予三島土居川	605-03	A	8.1	8.3	12	6.6	9.9	4	12	8.5	1.2	2.5	2	12	1.2	16.7	1.8	17	20.0	ND	0.4	4	0.4	1.8	2.0	0.4	1.9		
	伊予三島土居川	605-04	A	8.1	8.3	24	6.6	9.9	8	24	8.5	1.4	3.1	5	24	1.6	3.1	3	12	25.0	2.0	18	2.0	ND	0.4	4	0.4	1.9		
	伊予三島土居川	605-05	A	8.1	8.3	24	6.5	10	8	24	8.4	1.2	2.6	3	24	1.3	2.5	2	12	16.7	1.8	19	2.0	ND	0.4	4	0.4	1.8		
	新居浜川	新居浜川	605-06	A	8.1	8.3	24	6.6	9.7	8	24	8.3	1.2	2.6	3	24	1.3	2.5	2	12	16.7	1.8	18	1.8	ND	0.4	4	0.4	1.8	
		新居浜川	605-06	A	8.1	8.3	24	6.6	9.7	8	24	8.3	1.2	2.6	3	24	1.3	2.5	2	12	16.7	1.8	18	1.8	ND	0.4	4	0.4	1.8	
	河津川	河津川	606-01	C	8.0	8.4	2	24	6.2	10	0	24	8.6	1.3	3.4	0	24	1.4	3.1	0	12	0.0	20	2.0	2.1	ND	0.4	4	0.4	4.7
		河津川	607-01	C	8.1	8.3	0	24	6.3	9.8	0	24	8.3	1.3	3.2	0	24	1.5	3.1	0	12	0.0	20	2.0	2.1	ND	0.4	4	0.4	4.1
		河津川	608-01	B	8.1	8.3	0	24	6.3	9.9	0	24	8.3	1.3	3.2	0	24	1.3	3.1	0	12	0.0	20	2.0	2.1	ND	0.4	4	0.4	4.4
		河津川	609-01	B	8.1	8.3	0	24	6.5	10	0	24	8.6	1.5	3.2	0	24	1.6	3.1	1	12	8.3	20	2.0	2.1	ND	0.4	4	0.4	4.1
		河津川	609-02	B	8.1	8.3	0	24	6.8	10	0	24	8.6	1.2	2.7	0	24	1.2	2.7	0	12	0.0	20	2.0	2.1	ND	0.4	4	0.4	4.1
		河津川	609-03	B	8.0	8.3	0	24	6.3	9.8	0	24	8.2	1.3	2.6	0	24	1.5	2.5	0	12	0.0	20	2.0	2.1	ND	0.4	4	0.4	4.1
		河津川	610-01	A	8.2	8.3	0	24	6.4	9.8	10	24	8.2	1.2	2.0	0	24	1.4	2.1	1	12	8.3	18	1.8	1.8	ND	0.4	4	0.4	4.7
河津川		610-02	A	8.1	8.3	0	24	6.4	9.8	10	24	8.2	1.2	2.0	0	24	1.3	2.1	0	12	8.3	17	1.7	1.8	ND	0.4	4	0.4	4.1	
河津川		610-03	A	8.1	8.3	0	24	6.3	10	10	24	8.4	1.2	2.3	0	24	1.4	2.1	1	12	8.3	17	1.7	1.8	ND	0.4	4	0.4	4.1	
河津川		610-04	A	8.1	8.3	0	24	6.6	9.7	10	4	24	8.4	1.2	2.4	5	24	1.2	2.3	2	12	25.0	1.7	1.4	1.7	ND	0.4	4	0.4	7.0

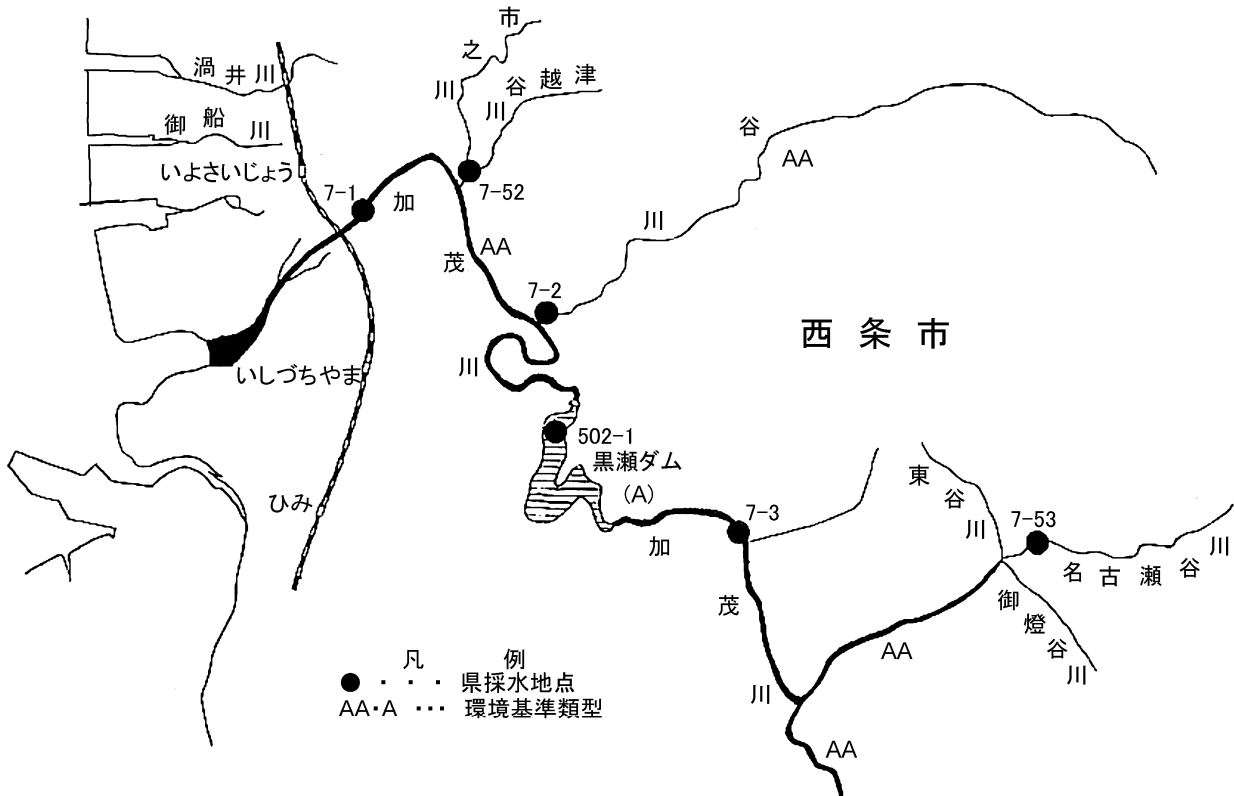
○：環境基準値を超過する数値、◇：環境基準に適合しない数値、△：検出濃度日数、平均：日間平均値の年平均値、中央値：75%値、日間平均値の年間中央値及び75%値

資料 3-11

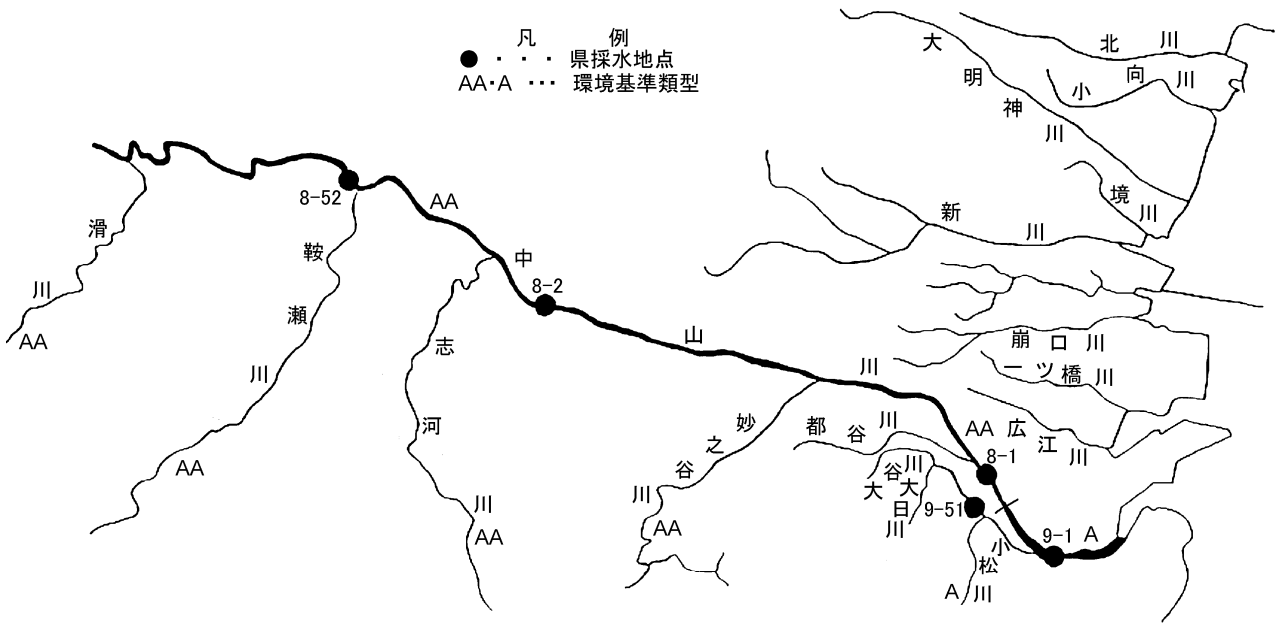
別図-1 銅山川水系



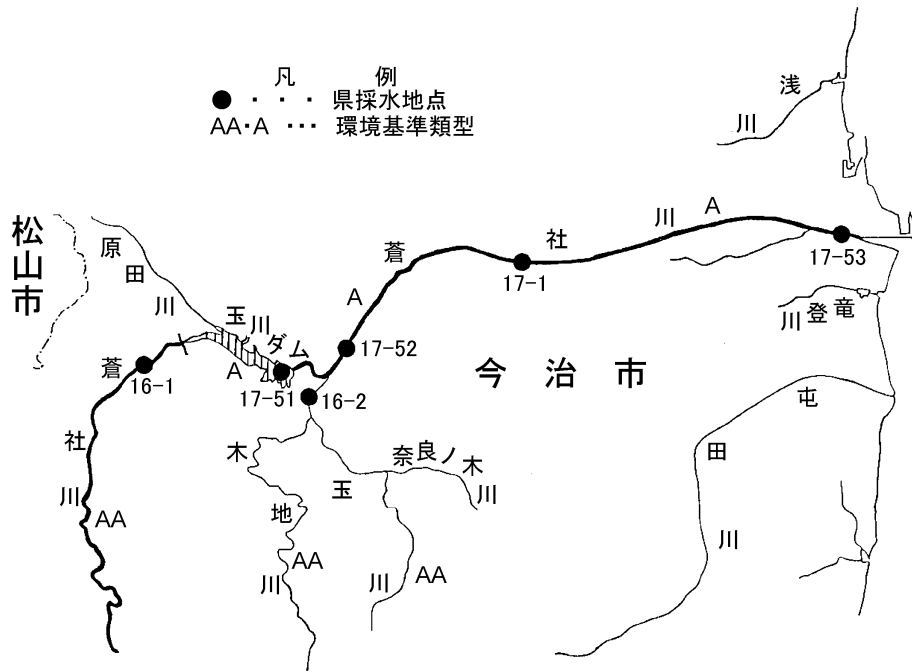
別図-2 加茂川水系



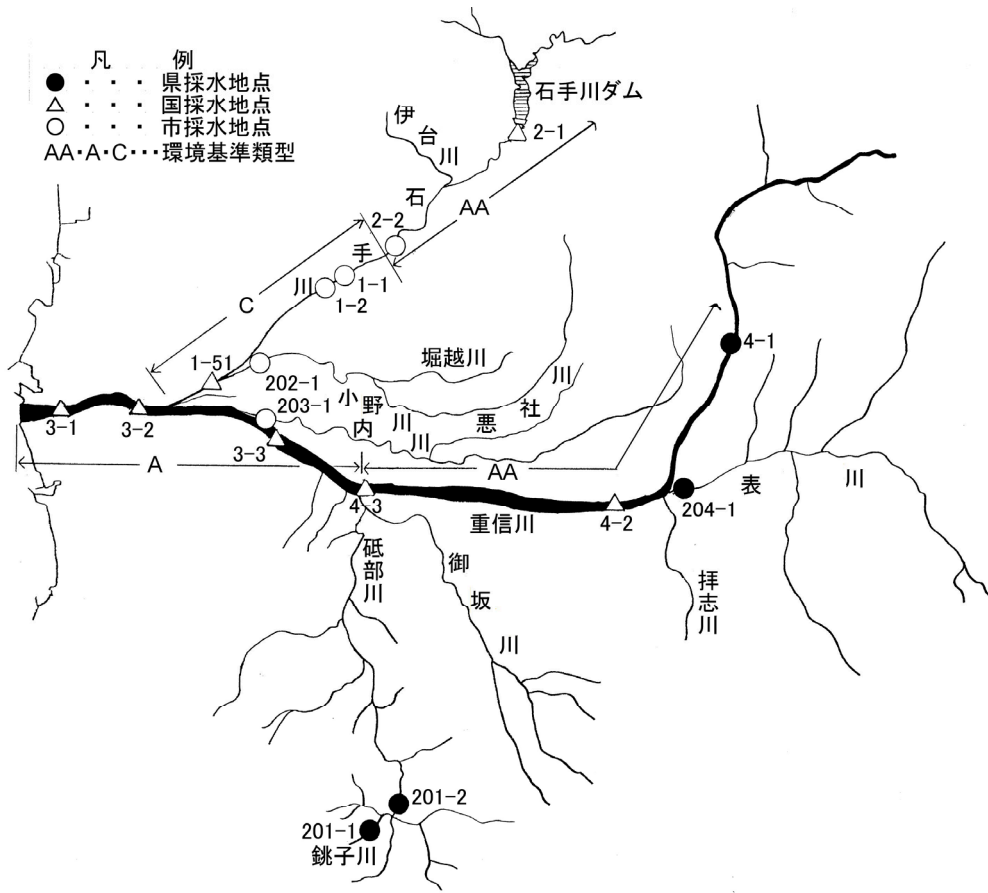
別図－3 中山川水系



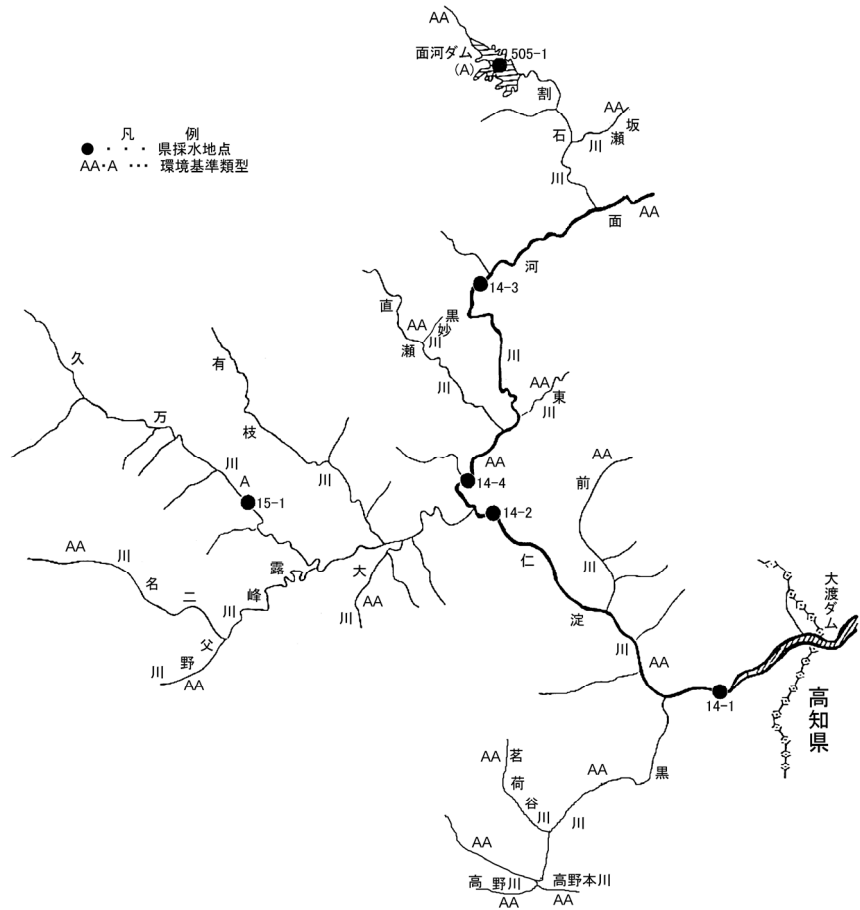
別図－4 蒼社川水系



別図－5 重信川水系

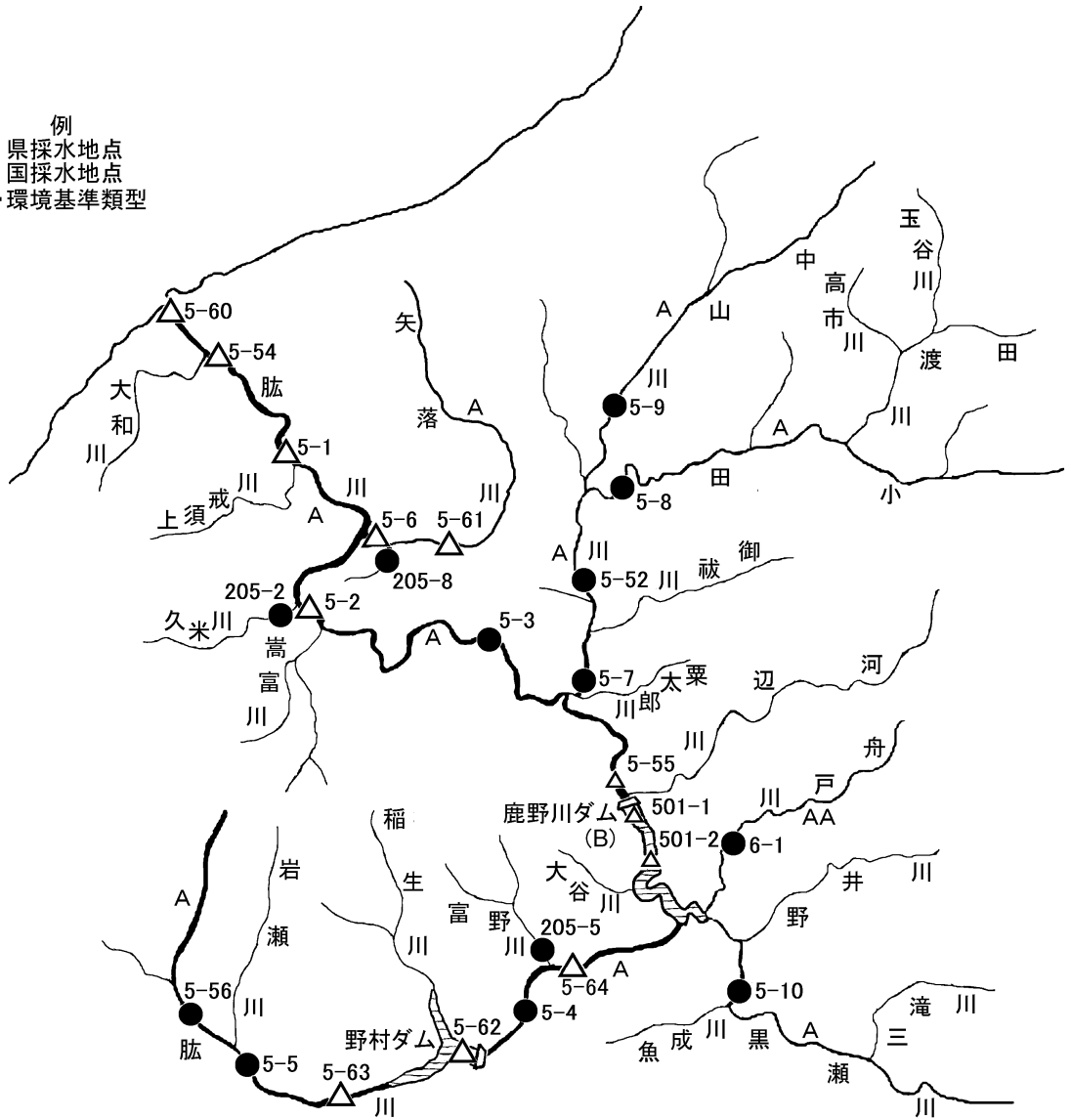


別図－6 仁淀川水系

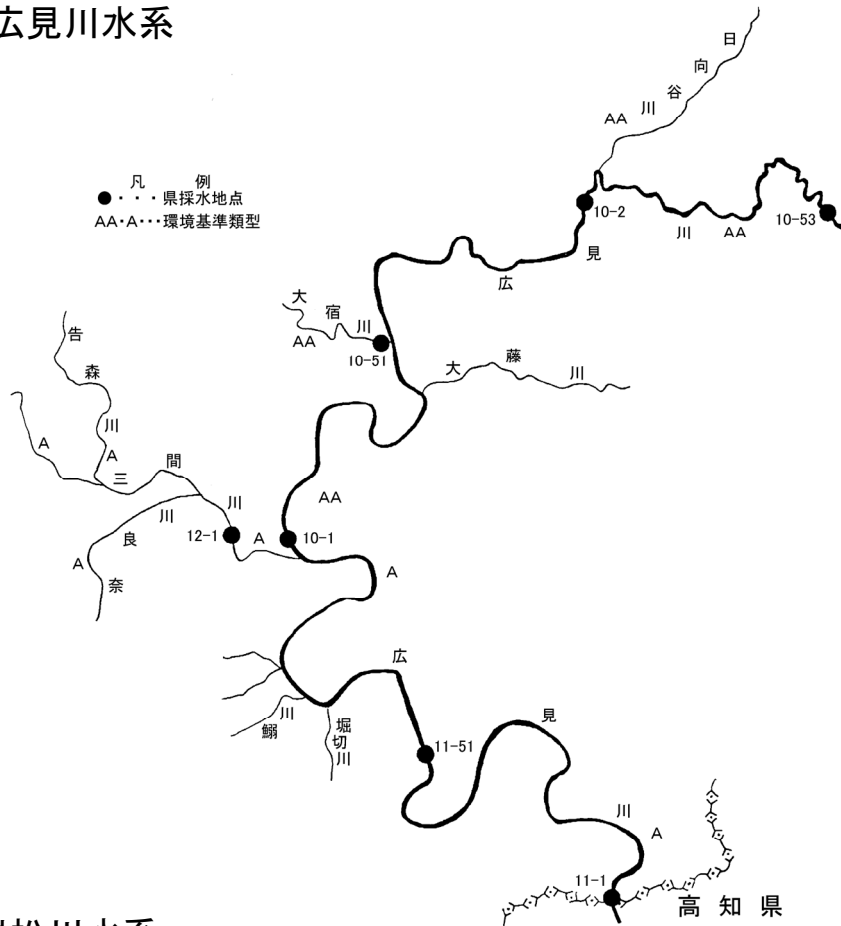


別図－7 肱川水系

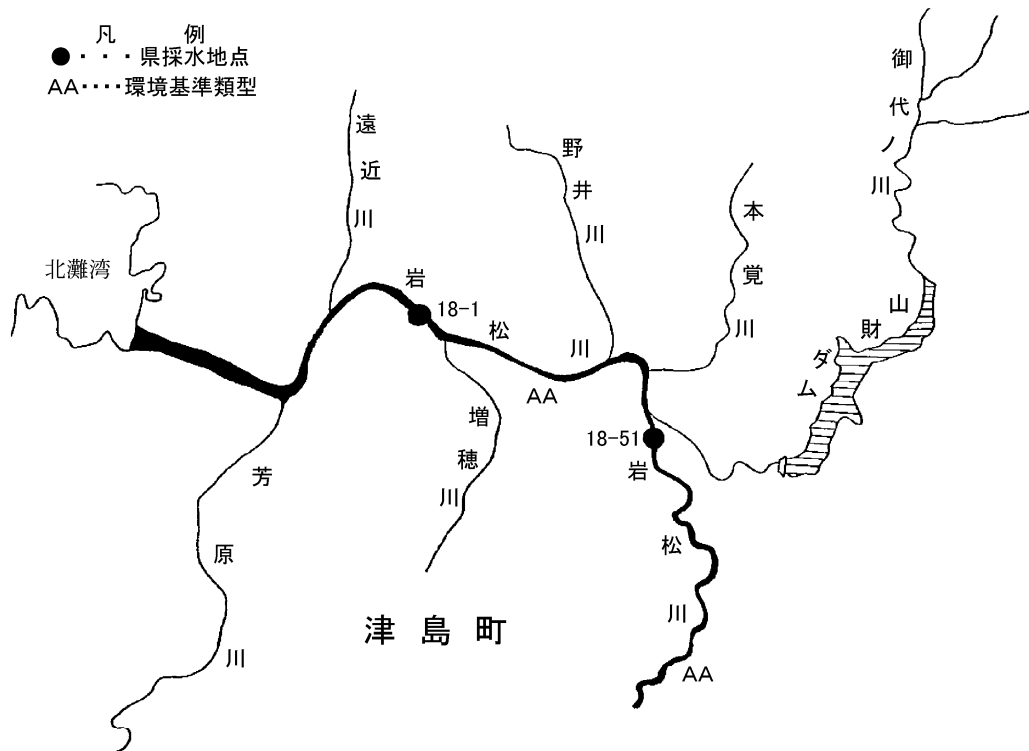
- 凡 例
 ● . . . 県採水地点
 △ . . . 国採水地点
 AA・A・B . . . 環境基準類型



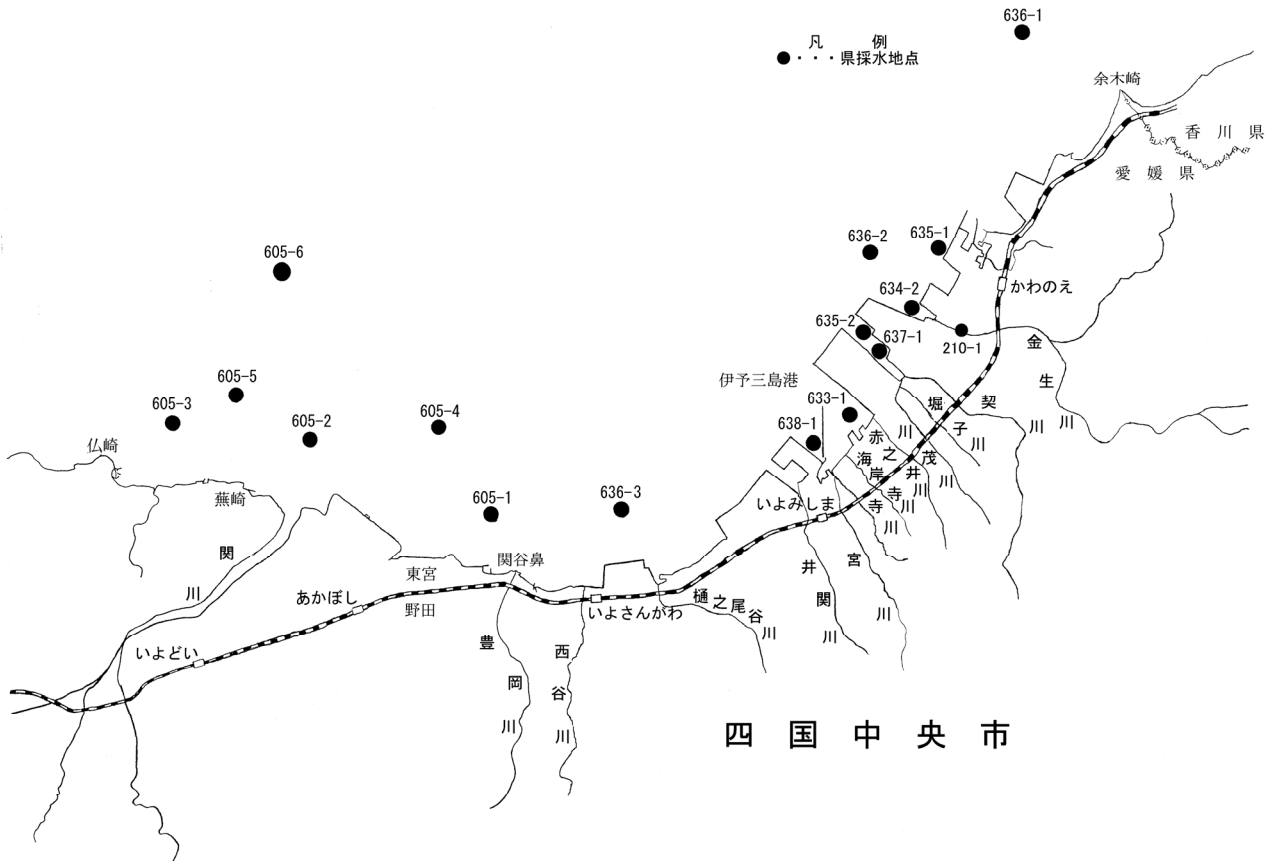
別図－8 広見川水系



別図－9 岩松川水系



別図-10 四国中央海域



別図-11 新居浜海域

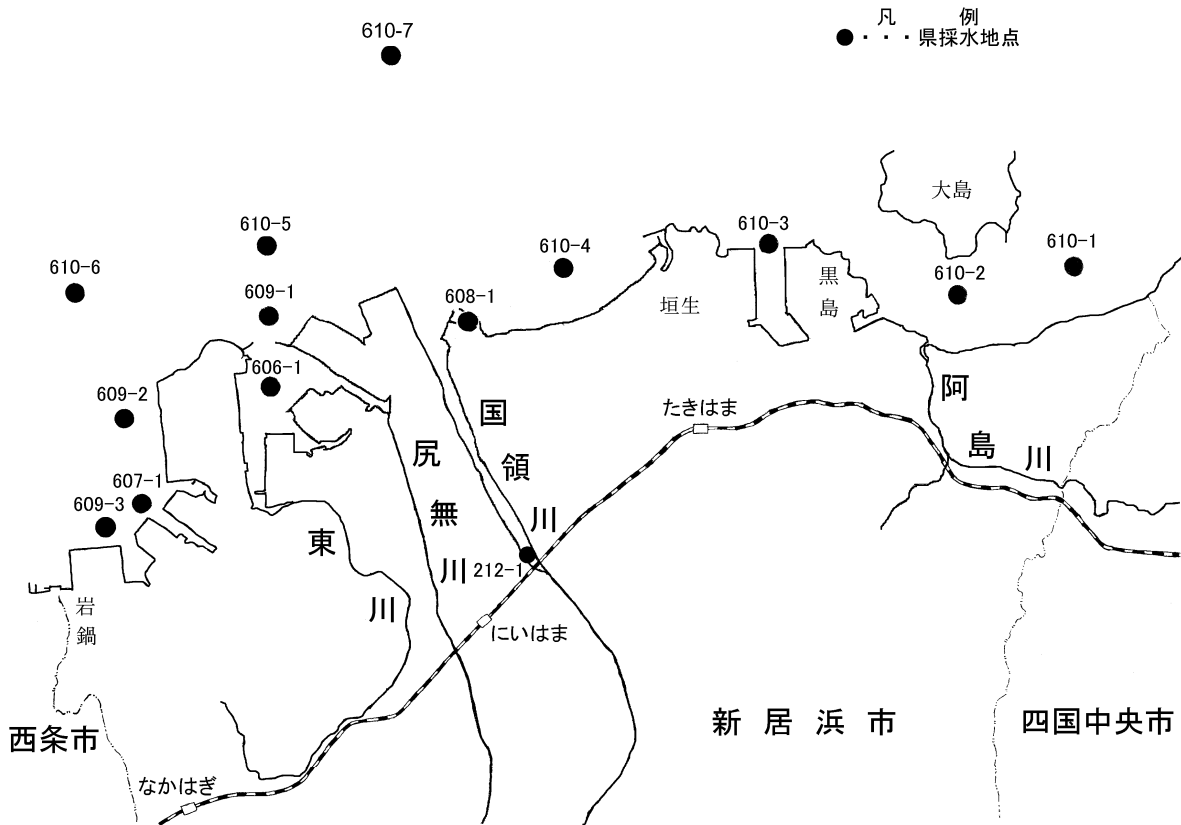
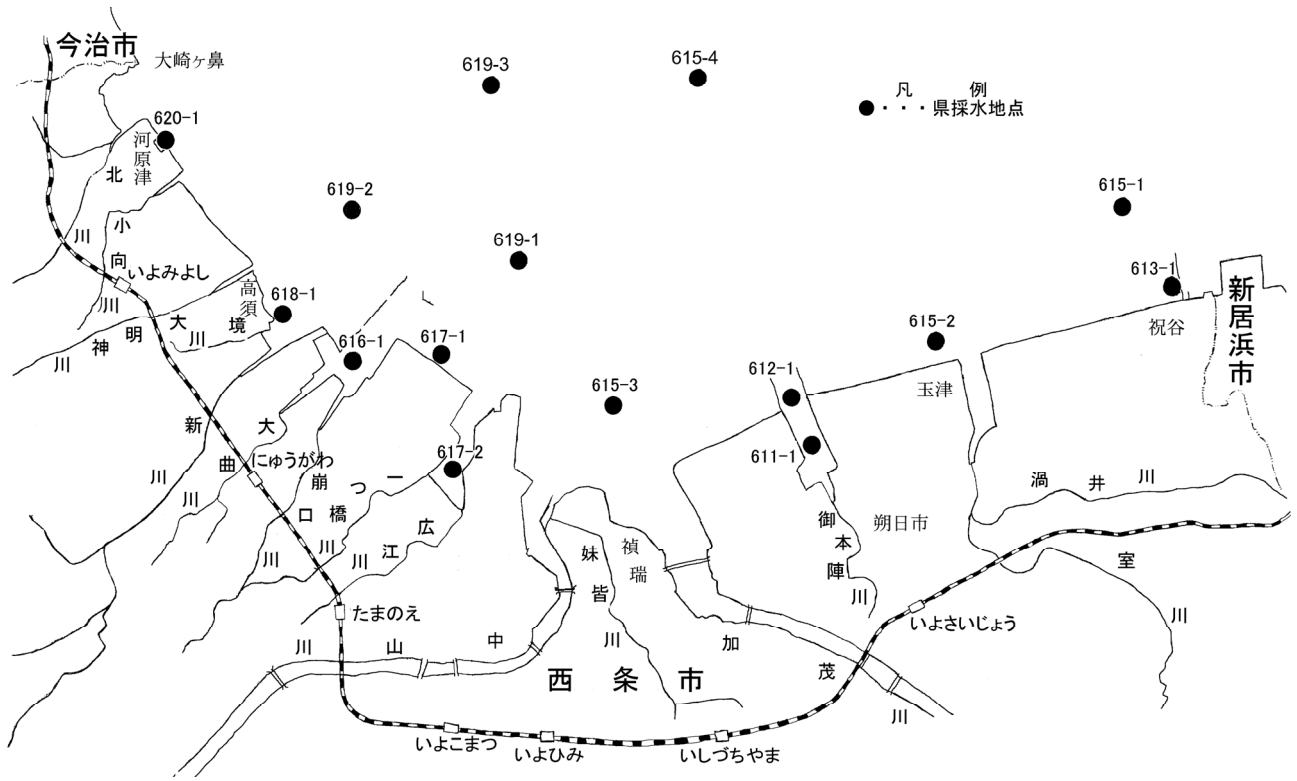
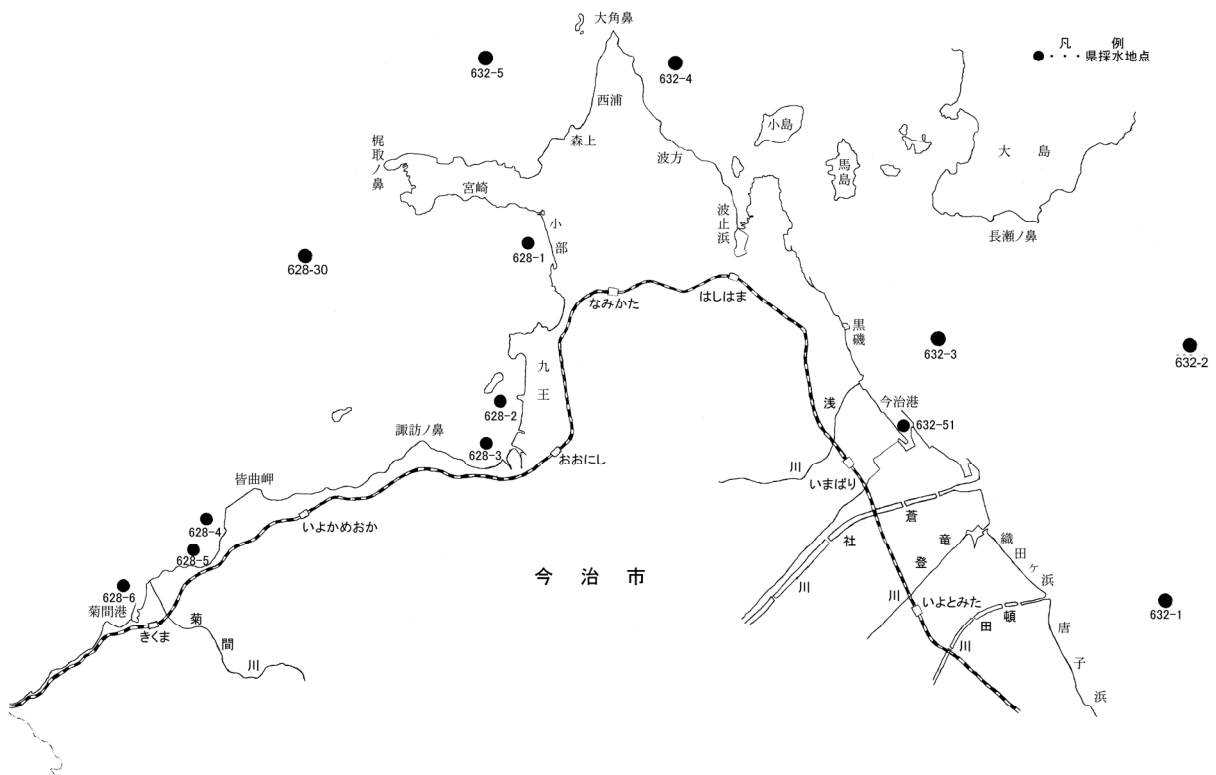


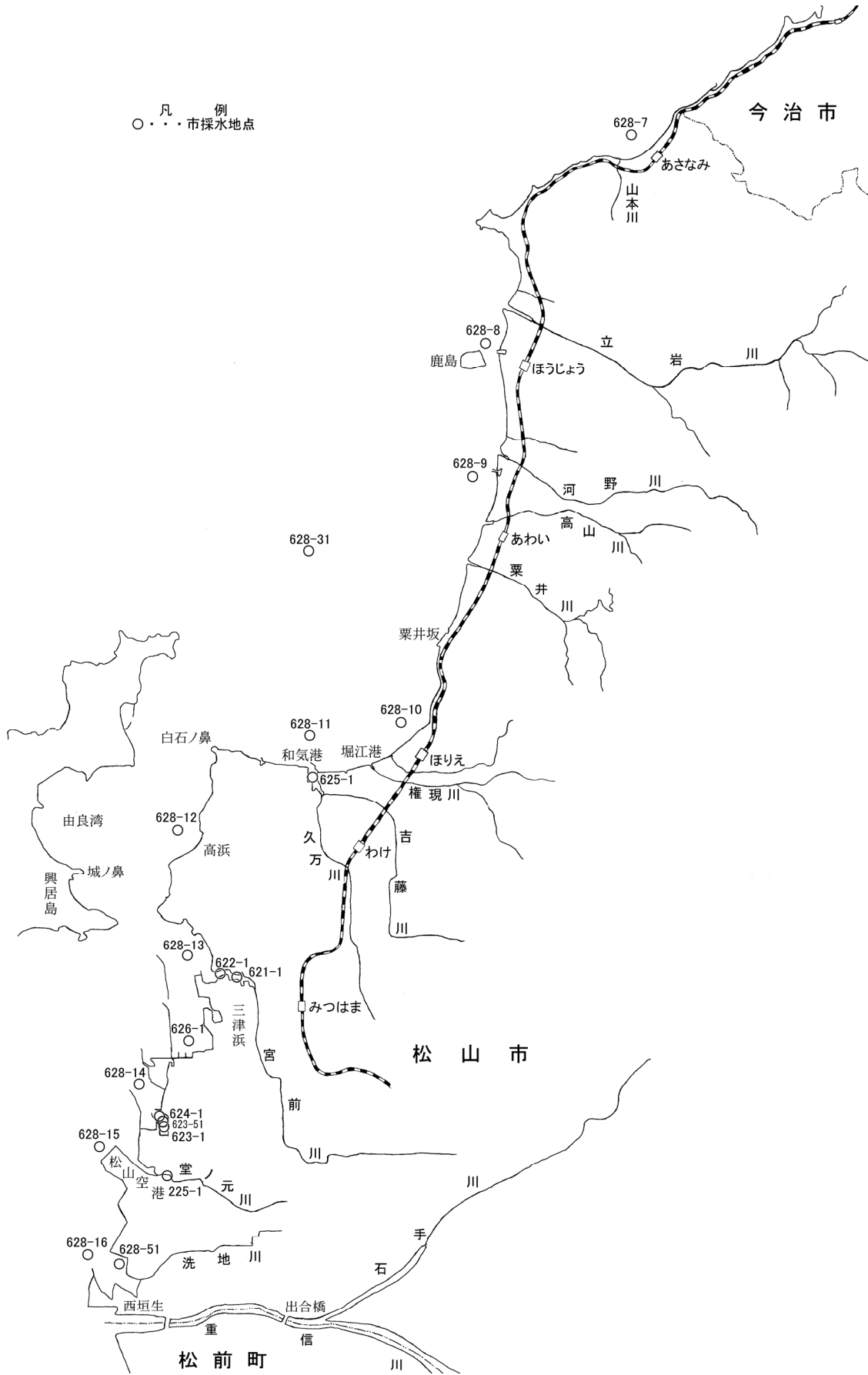
図-12 西条海域



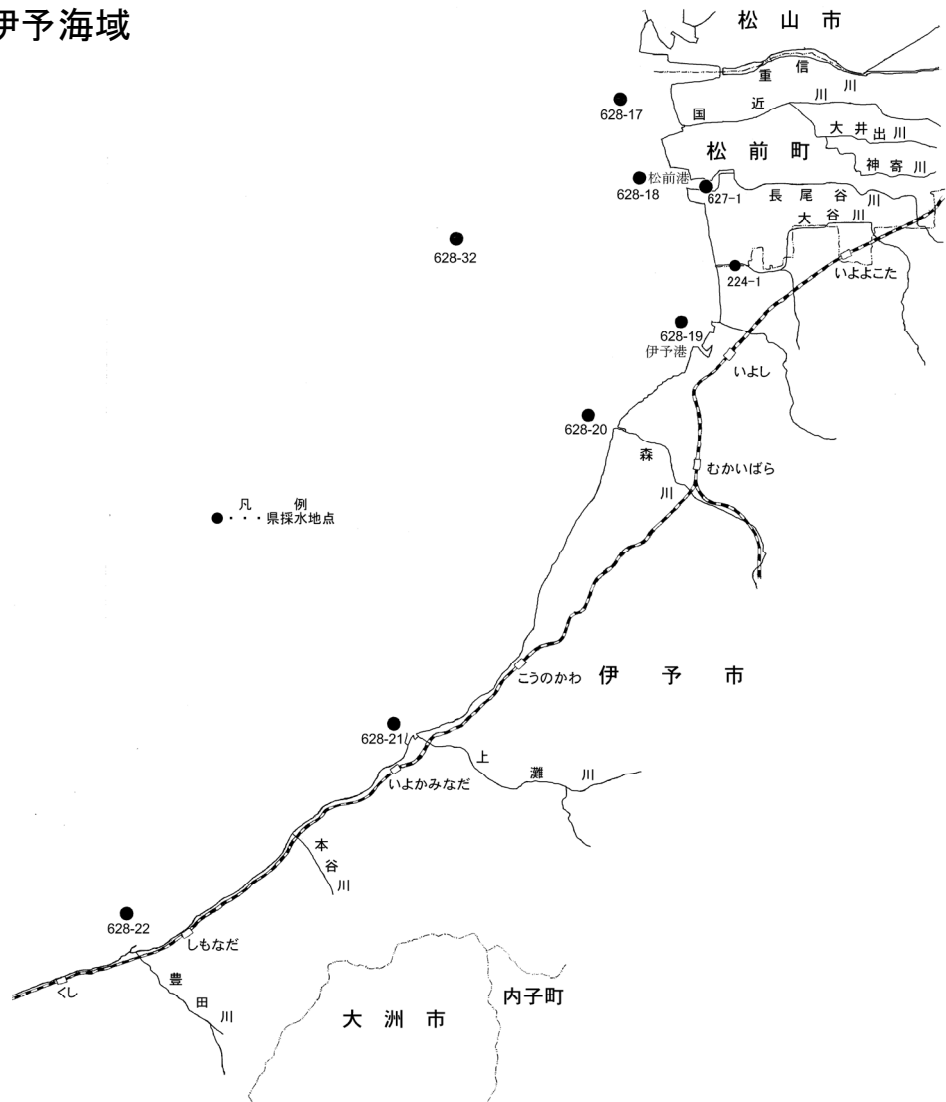
別図-13 今治海域



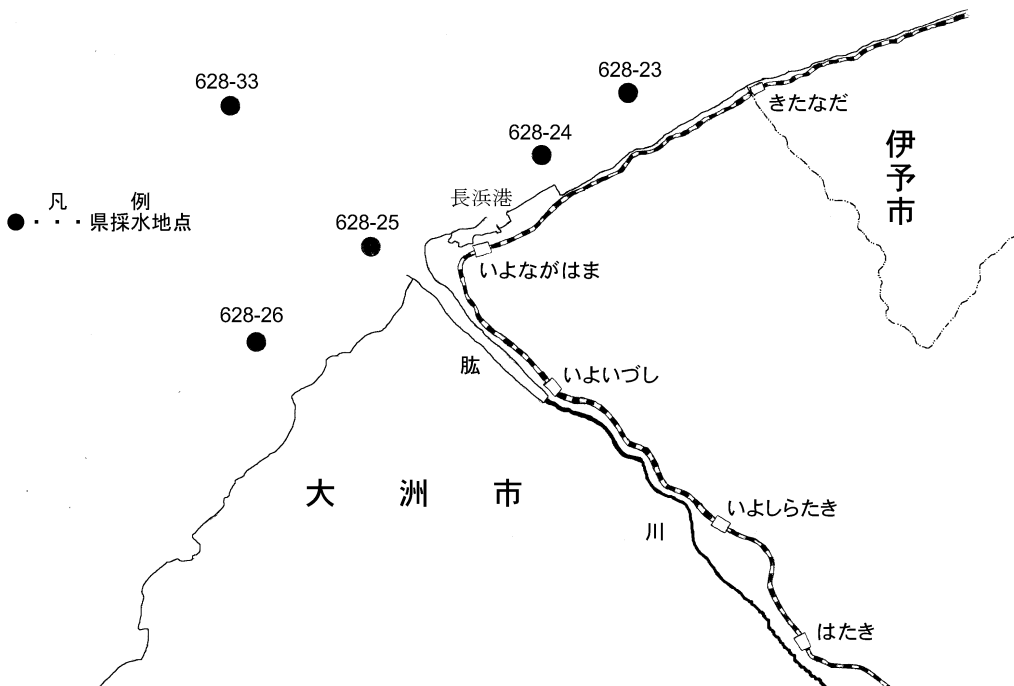
別図-14 松山海域



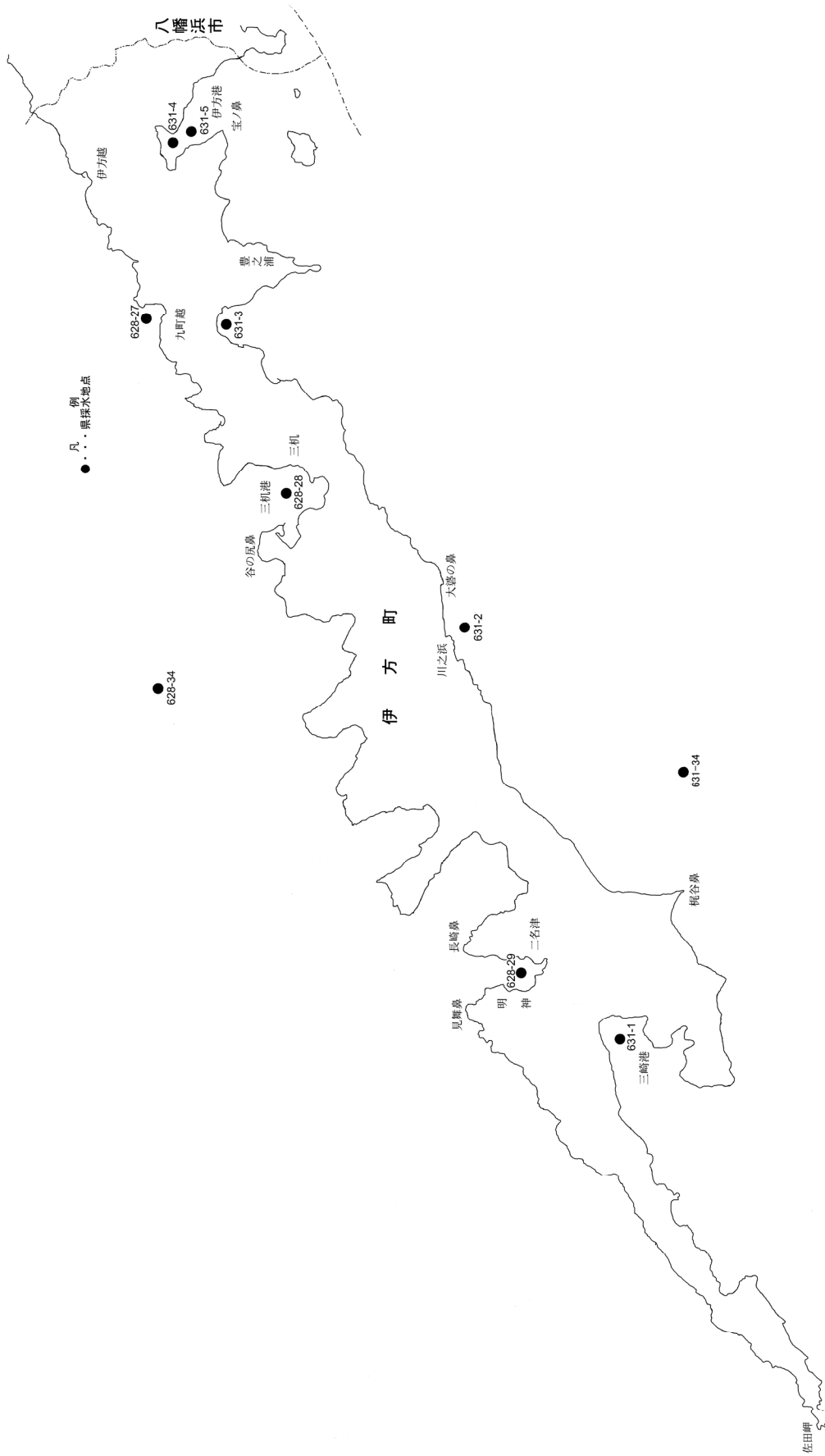
別図-15 松前・伊予海域



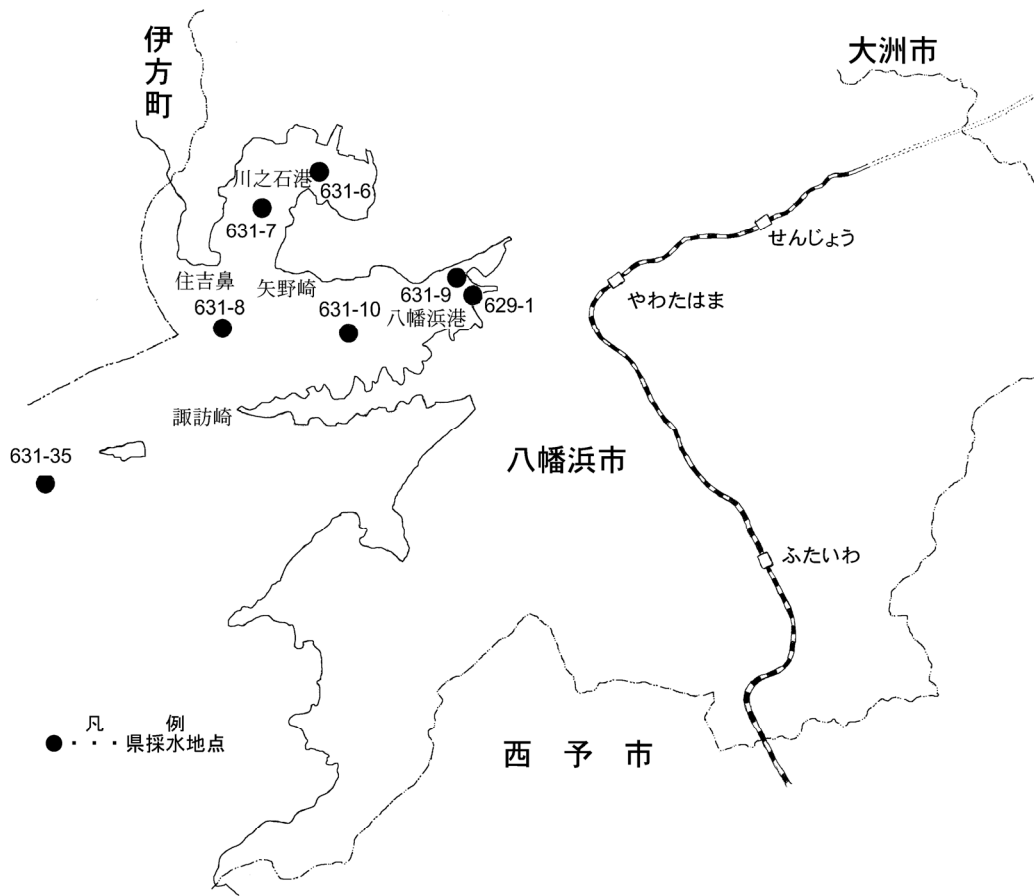
別図-16 大洲海域



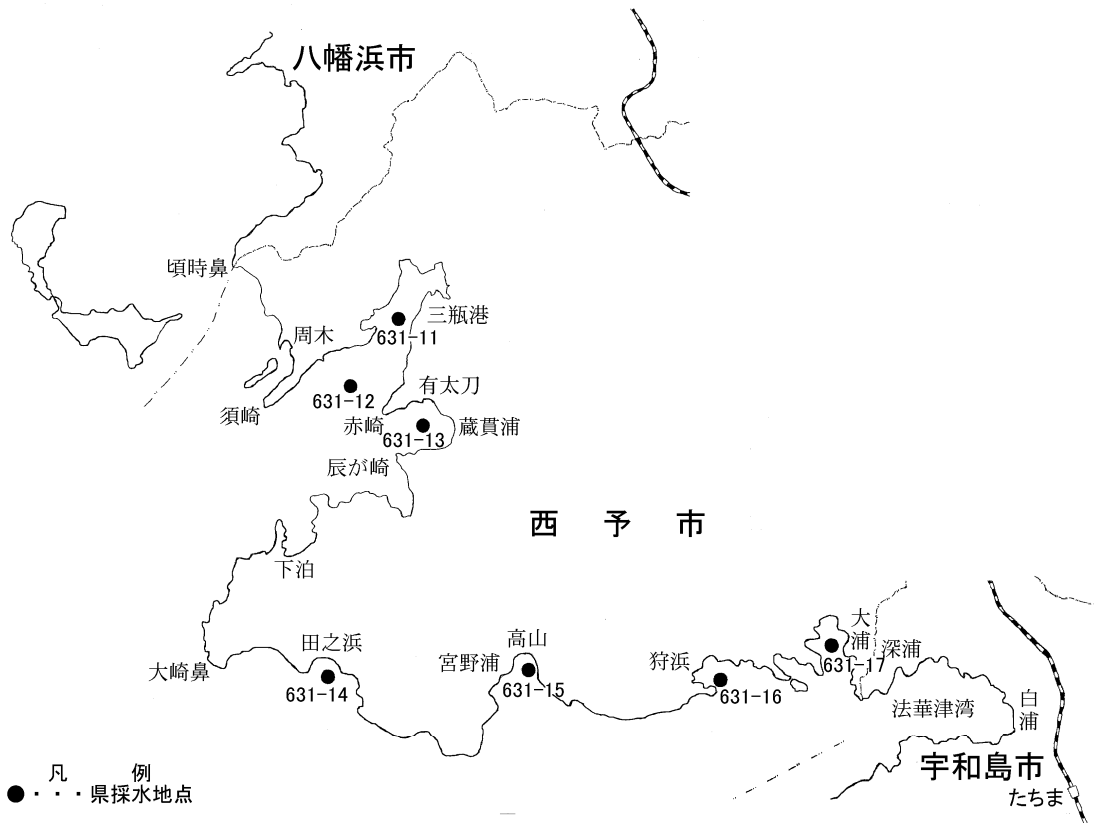
別図-17 伊方海域



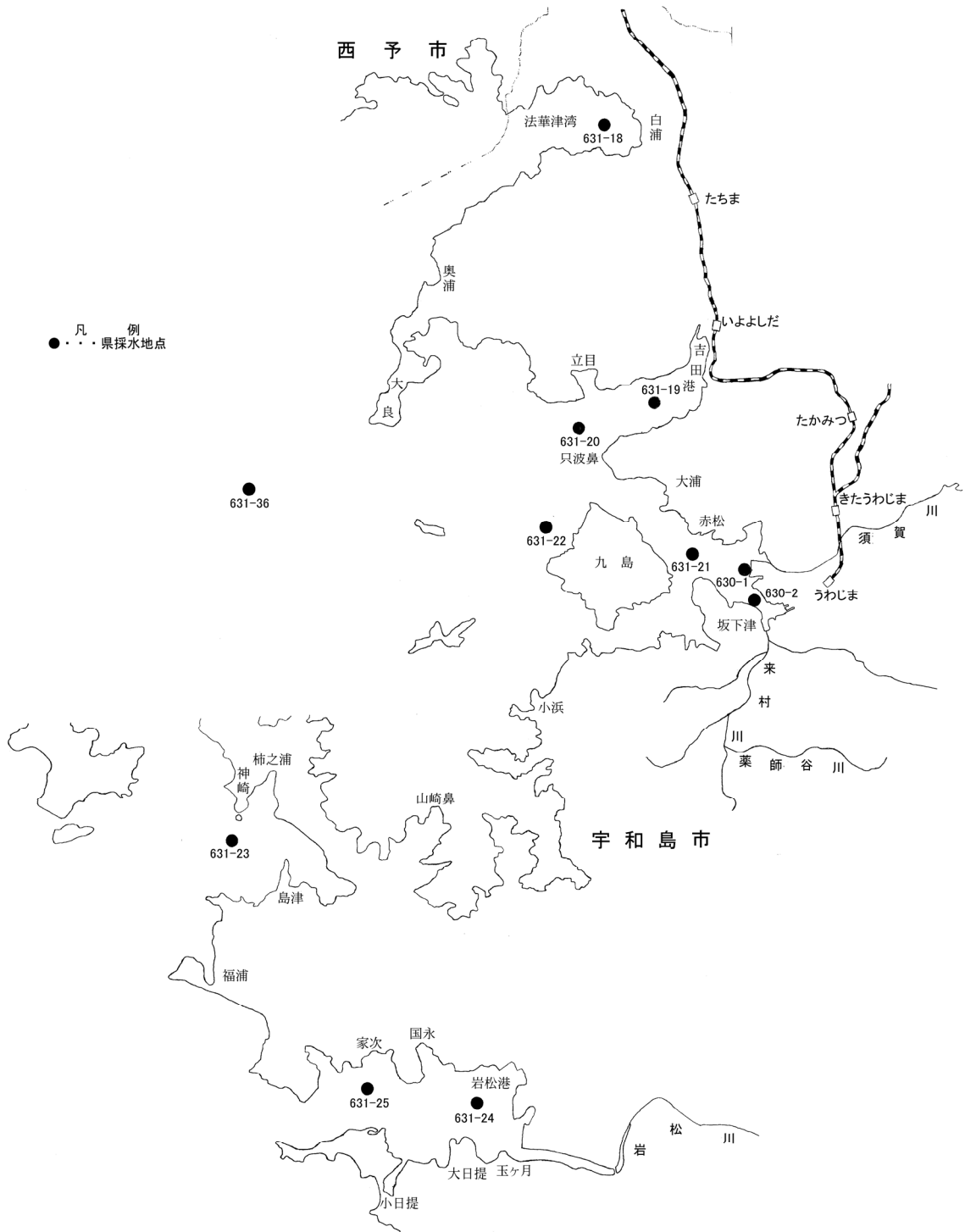
別図-18 八幡浜海域



別図-19 西予海域



別図-20 宇和島海域



別図-21 愛南海域



資料 3-12 平成20年度地下水の水質調査結果

ア 定期モニタリング調査

○調査項目：砒素

調査地域	調査地点数	環境基準超過地点数	環境基準超過項目 [測定値(mg/l)]
			砒素
今治市	1	1	0.016
上島町	1	0	
松山市	1	0	
大洲市	1	0	
宇和島市	1	0	
合計	5	1	0.016

○調査項目：有機塩素系

調査地域	調査地点数	環境基準超過地点数	環境基準超過項目 [測定値(mg/l)]
			テトラクロロエチレン
四国中央市	2	0	
新居浜市	4	0	
西条市	1	0	
今治市	3	0	
東温市	3	0	
松山市	8	1	0.021
伊予市	2	0	
久万高原町	1	0	
大洲市	2	0	
合計	26	1	0.021

○調査項目：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

調査地域	調査地点数	環境基準超過地点数	環境基準超過項目 [測定値(mg/l)]
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
四国中央市	2	0	
西条市	1	1	11
今治市	15	11	11~26
上島町	4	2	14~27
東温市	4	0	
松山市	9	6	11~19
松前町	1	1	14
砥部町	2	1	20
伊予市	4	1	12
内子町	1	0	
大洲市	1	0	
伊方町	2	0	
八幡浜市	1	1	13
西予市	1	1	11
宇和島市	1	1	14
愛南町	1	0	
合計	50	26	11~27

イ 概況調査

調査地域	調査地点数	環境基準超過地点数	環境基準超過項目	環境基準超過測定値(mg/l)
四国中央市	1	0		
西条市	2	0		
今治市	3	1	ふっ素	1.0
松山市	12	1	ふっ素	0.96
松前町	2	0		
久万高原町	1	0		
大洲市	2	0		
八幡浜市	1	0		
西予市	1	0		
松野町	1	0		
愛南町	1	0		
合計	27	2		0.96~1.0

ウ 汚染井戸周辺地区調査

調査地域	調査地点数	環境基準超過地点数	環境基準超過項目	環境基準超過測定値(mg/l)	汚染原因
今治市吉海町名	10	0	ふっ素		地質

資料3-13 平成21年度 水浴場の水質調査結果

名称	市町村	シーズン前					シーズン中				
		ふん便性大腸菌群数 (個/100mℓ)	COD (mg/ℓ)	透明度 (m)	油膜	水質判定	ふん便性大腸菌群数 (個/100mℓ)	COD (mg/ℓ)	透明度 (m)	油膜	水質判定
余木崎	四国中央市	<2	2.0	>1	なし	水質AA	9	1.4	>1	なし	水質A
寒川豊岡海浜公園ふれあいビーチ	四国中央市	5	2.1	>1	なし	水質B	8	1.6	>1	なし	水質A
マリナーパーク新居浜	新居浜市	<2	1.8	>1	なし	水質AA	<2	1.2	>1	なし	水質AA
国民休暇村瀬戸内東予	今治市	<2	1.8	>1	なし	水質AA	<2	1.3	>1	なし	水質AA
志島	今治市	<2	1.8	>1	なし	水質AA	4	0.8	>1	なし	水質A
唐子浜	今治市	<2	1.5	>1	なし	水質AA	121	0.8	>1	なし	水質B
大角海浜公園	今治市	<2	1.2	>1	なし	水質AA	<2	0.6	>1	なし	水質AA
伯方ビーチ	今治市	<2	1.2	>1	なし	水質AA	<2	0.7	>1	なし	水質AA
沖浦ビーチ	今治市	<2	1.3	>1	なし	水質AA	<2	0.7	>1	なし	水質AA
台	今治市	<2	1.3	>1	なし	水質AA	26	2.2	>1	なし	水質B
多々羅キャンプ場	今治市	<2	1.3	>1	なし	水質AA	<2	0.6	>1	なし	水質AA
松原	上島町	2	1.1	>1	なし	水質A	<2	0.9	>1	なし	水質AA
御三戸	久万高原町	3	1.8	>1	なし	水質A	20	1.7	>1	なし	水質A
五色姫海浜公園	伊予市	<2	1.4	>1	なし	水質AA	4	2.0	>1	なし	水質A
ふたみシーサイド公園	伊予市	<2	1.4	>1	なし	水質AA	11	1.4	>1	なし	水質A
長浜	大洲市	<2	1.2	>1	なし	水質AA	39	1.5	>1	なし	水質A
夢永	八幡浜市	<2	1.3	>1	なし	水質AA	10	0.9	>1	なし	水質A
須賀	伊方町	<2	1.4	>1	なし	水質AA	5	1.3	>1	なし	水質A
ムーンビーチ井野浦	伊方町	<2	1.4	>1	なし	水質AA	<2	1.1	>1	なし	水質AA
川之浜	伊方町	<2	1.4	>1	なし	水質AA	5	1.4	>1	なし	水質A
大早津	西予市	<2	1.2	>1	なし	水質AA	<2	1.6	>1	なし	水質AA
須ノ川	愛南町	<2	1.3	>1	なし	水質AA	<2	1.4	>1	なし	水質AA
堀江	松山市	11	1.3	>1	なし	水質A	73	1.6	>1	なし	水質A
梅津寺	松山市	11	1.6	>1	なし	水質A	69	1.9	>1	なし	水質A
鷺ヶ巣	松山市	<2	1.2	>1	なし	水質AA	<2	1.5	>1	なし	水質AA
相子の浜	松山市	<2	1.2	>1	なし	水質AA	<2	1.8	>1	なし	水質AA
鹿島	松山市	<2	1.4	>1	なし	水質AA	<2	1.5	>1	なし	水質AA
立岩海岸	松山市	<2	1.4	>1	なし	水質AA	11	1.7	>1	なし	水質A
長浜海岸	松山市	<2	1.3	>1	なし	水質AA	2	1.4	>1	なし	水質A
姫ヶ浜	松山市	<2	1.3	>1	なし	水質AA	<2	1.3	>1	なし	水質AA

1 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」「水質A」「水質B」あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」又は「水質A」であるものを「適」、「水質B」又は「水質C」であるものを「可」とする。各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」、水質Aである水浴場を「水質A」、水質Bである水浴場を「水質B」とし、それ以外のものを「水質C」とする。

水浴場の水質判定基準

		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出限界 2個/100mℓ)	油膜が認められない	2mg/ℓ以下 (湖沼は3mg/ℓ以下)	全透 (または1m以上)
	水質A	100個/100mℓ以下	油膜が認められない	2mg/ℓ以下 (湖沼は3mg/ℓ以下)	全透 (または1m以上)
可	水質B	400個/100mℓ以下	常時は油膜が認められない	5mg/ℓ以下	1m未満～50cm以上
	水質C	1,000個/100mℓ以下	常時は油膜が認められない	8mg/ℓ以下	1m未満～50cm以上
不適		1,000個/100mℓを超えるもの	常時は油膜が認められる	8mg/ℓを超えるもの	50cm未満※

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

透明度(※の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2 「改善対策を要するもの」については以下の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとする。

- (1) 「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400個/100mℓを超える測定値が1以上あるもの。
- (2) 油膜が認められたもの。

資料3-14 平成20年度ゴルフ場使用農薬に係る自主水質検査結果

種別	農薬名	指針超過数	検出検体数	調査検体数	検出濃度 (mg/ℓ)	環境省暫定指針値 (mg/ℓ)
殺虫剤	イソキサチオン	0	0	1	検出されず	0.08
	ダイアジノン	0	0	5	検出されず	0.05
	チオジカルブ	0	0	1	検出されず	0.8
	フェントロチオン(MEP)	0	0	1	検出されず	0.03
	ペルメリン	0	0	2	検出されず	—
	ベンスルタップ	0	0	1	検出されず	—
殺菌剤	イソプロチオラン	0	0	3	検出されず	0.4
	イブロジオン	0	0	1	検出されず	3
	シブロナゾール	0	0	1	検出されず	—
	チオファネートメチル	0	0	4	検出されず	—
	チフルザミド	0	0	1	検出されず	—
	ペンシクロン	0	0	1	検出されず	0.4
	トルクロホスメチル	0	0	1	検出されず	0.8
	フルトラニル	0	0	1	検出されず	2
	ベノミル	0	0	1	検出されず	—
	ホリオキシンド亜鉛塩	0	0	1	検出されず	—
ポリカーバメート	0	0	1	検出されず	0.3	
除草剤	アシュラム	0	0	2	検出されず	2
	オキサジクロメホン	0	0	2	検出されず	—
	カフェンストール	0	0	1	検出されず	—
	ジチオピル	0	0	2	検出されず	0.08
	シンメチリン	0	0	2	検出されず	—
	トリクロピル	0	1	3	検出されず ~ 0.014	0.06
	トリフロキシスルフロン	0	0	4	検出されず	—
	ハロスルフロンメチル	0	0	1	検出されず	0.3
	ピリブチカルブ	0	0	1	検出されず	0.2
	フラザスルフロン	0	0	3	検出されず	0.3
	プロジアミン	0	0	8	検出されず	—
	プロピザミド	0	0	1	検出されず	0.08
	ペンディメタリン	0	0	8	検出されず	0.5
メコプロップ(MCPP)	0	0	1	検出されず	0.05	

資料3-15 水質汚濁防止法特定施設一覧表(施行令第1条 別表第1)

番号	業種	名称
1	鉱業又は水洗炭業	(イ)選鉱施設、(ロ)選炭施設、(ハ)坑水中和沈でん施設、(ニ)掘さく用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業	(イ)豚房施設、(ロ)牛房施設、(ハ)馬房施設
2	畜産食料品製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設(洗びん施設を含む。)、(ハ)湯煮施設
3	水産食料品製造業	(イ)水産動物原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)脱水施設、(ニ)ろ過施設、(ホ)湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)圧搾施設、(ニ)湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)湯煮施設、(ニ)濃縮施設、(ホ)精製施設、(ハ)ろ過施設
6	小麦粉製造業	洗浄施設
7	砂糖製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設(流送施設を含む。)、(ハ)ろ過施設、(ニ)分離施設、(ホ)精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業	粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業	洗米機
10	飲料製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設(洗びん施設を含む。)、(ハ)搾汁施設、(ニ)ろ過施設、(ホ)湯煮施設、(ハ)蒸りゆう施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)圧搾施設、(ニ)真空濃縮施設、(ホ)水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)圧搾施設、(ニ)分離施設
13	イースト製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業	(イ)原料浸せき施設、(ロ)洗浄施設(流送施設を含む。)、(ハ)分離施設、(ニ)洗だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)ろ過施設、(ハ)精製施設
16	めん類製造業	湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業	湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業	抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)湯煮施設、(ハ)洗浄施設
18の3	たばこ製造業	(イ)水洗式脱臭施設、(ロ)洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	(イ)まゆ湯煮施設、(ロ)副蚕処理施設、(ハ)原料浸せき施設、(ニ)精錬機及び精錬そう、(ホ)シルケット機、(ハ)漂白機及び漂白そう、(ト)染色施設、(フ)薬液浸透施設、(リ)のり抜き施設
20	洗毛業	(イ)洗毛施設、(ロ)洗化炭施設
21	化学繊維製造業	(イ)湿式紡糸施設、(ロ)リントー又は未精錬繊維の薬液処理施設、(ハ)原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業	湿式バーカー
21の3	合板製造業	接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業	(イ)湿式バーカー、(ロ)接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業	(イ)湿式バーカー、(ロ)薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業	(イ)原料浸せき施設、(ロ)湿式バーカー、(ハ)碎木機、(ニ)蒸解施設、(ホ)蒸解廃液濃縮施設、(ハ)チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設、

		(ト)漂白施設、(フ)抄紙施設(抄造施設を含む。)、(リ)セロハン製膜施設、(ス)湿式繊維板成型施設、(ル)廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	(イ)自動式フィルム現像洗浄施設、(ロ)自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業	(イ)ろ過施設、(ロ)分離施設、(ハ)水洗式破碎施設、(ニ)廃ガス洗浄施設、(ホ)湿式集じん施設
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業	(イ)塩水精製施設、(ロ)電解施設
26	無機顔料製造業	(イ)洗浄施設、(ロ)ろ過施設、(ハ)カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機、(ニ)群青製造施設のうち、水洗式分別施設、(ホ)廃ガス洗浄施設
27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	(イ)ろ過施設、(ロ)遠心分離機、(ハ)硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設、(ニ)活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設、(ホ)無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設、(ハ)青酸製造施設のうち、反応施設、(ト)よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設、(フ)海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設、(リ)バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設、(ス)廃ガス洗浄施設、(ル)湿式集じん施設
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業	(イ)湿式アセチレンガス発生施設、(ロ)さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設、(ハ)ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設、(ニ)アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設、(ホ)塩化ビニルモノマー洗浄施設、(ハ)クロロプレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業	(イ)ベンゼン類硫酸洗浄施設、(ロ)静置分離器、(ハ)タール酸ソーダ硫酸分離施設
30	発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)	(イ)原料処理施設、(ロ)蒸りゅう施設、(ハ)遠心分離機、(ニ)ろ過施設
31	メタン誘導品製造業	(イ)メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設、(ロ)ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設、(ハ)フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業	(イ)ろ過施設、(ロ)顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設、(ハ)遠心分離機、(ニ)廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業	(イ)縮合反応施設、(ロ)水洗施設、(ハ)遠心分離機、(ニ)静置分離機、(ホ)弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設、(ハ)ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設、(ト)中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設、(フ)ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設、(リ)廃ガス洗浄施設、(ス)湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業	(イ)ろ過施設、(ロ)脱水施設、(ハ)水洗施設、(ニ)ラテックス濃縮施設、(ホ)スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業	(イ)蒸りゅう施設、(ロ)分離施設、(ハ)廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業	(イ)廃酸分離施設、(ロ)廃ガス洗浄施設、(ハ)湿式集じん施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業	(イ)洗浄施設、(ロ)分離施設、(ハ)ろ過施設、(ニ)アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設、(ホ)アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設、(ハ)アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設、(ト)

		イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸濃縮施設、(f)エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設、(l)2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設、(x)シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設、(u)トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設、(o)ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゅう施設、(v)プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器、(h)メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設、(e)メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設、(g)廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業	(i)原料精製施設、(p)塩析施設
39	硬化油製造業	(i)脱酸施設、(p)脱臭施設
40	脂肪酸製造業	蒸りゅう施設
41	香料製造業	(i)洗浄施設、(p)抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業	(i)原料処理施設、(p)石灰づけ施設、(h)洗浄施設
43	写真感光材料製造業	感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業	(i)原料処理施設、(p)脱水施設
45	木材化学工業	フルフラール蒸りゅう施設
46	第 28 号から前号以外の有機化学工業製品製造業	(i)水洗施設、(p)ろ過施設、(h)ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設、(c)廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業	(i)動物原料処理施設、(p)ろ過施設、(h)分離施設、(c)混合施設、(h)廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業	洗浄施設
49	農薬製造業	混合施設
50	第 2 条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業	試薬製造施設
51	石油精製業	(i)脱塩施設、(p)原油常圧蒸りゅう施設、(h)脱硫施設、(c)揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設、(h)潤滑油洗浄施設
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業、再生タイヤ製造業又はゴム板製造業	直接加流施設
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業	ラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業	(i)洗浄施設、(p)石灰づけ施設、(h)タンニンづけ施設、(c)クロム浴施設、(h)染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業	(i)研摩洗浄施設、(p)廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業	(i)抄造施設、(p)成型機、(h)水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業	バッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業	混合施設
57	人造黒鉛電極製造業	成型施設
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業	(i)水洗式破碎施設、(p)水洗式分別施設、(h)酸処理施設、(c)脱水施設

59	砕石業	(イ)水洗式破碎施設、(ロ)水洗式分別施設
60	砂利採取業	水洗式分別施設
61	鉄鋼業	(イ)タール及びガス液分離施設、(ロ)ガス冷却洗浄施設、(ハ)圧延施設、(ニ)焼入れ施設、(ホ)湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業	(イ)還元そう、(ロ)電解施設（溶融塩電解施設を除く。）、(ハ)焼入れ施設、(ニ)水銀精製施設、(ホ)廃ガス洗浄施設、(ヘ)湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	(イ)焼入れ施設、(ロ)電解式洗浄施設、(ハ)カドミウム電極又は鉛電極の化成施設、(ニ)水銀精製施設、(ホ)廃ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業	自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設	廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業	(イ)タール及びガス液分離施設、(ロ)ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
64の2	水道施設等施設のうち、浄水施設	(イ)沈でん施設、(ロ)ろ過施設
65		酸又はアルカリによる表面処理施設
66		電気めっき施設
66の2	旅館業	(イ)ちゅう房施設、(ロ)洗たく施設、(ハ)入浴施設
66の3	共同調理場に設置	ちゅう房施設（総床面積が500m ² 未満を除く。）
66の4	弁当仕出屋又は弁当製造業	ちゅう房施設（総床面積が360m ² 未満を除く。）
66の5	飲食店	ちゅう房施設（総床面積が420m ² 未満を除く。）
66の6	そば店、うどん店、すし店、喫茶店その他	ちゅう房施設（総床面積が630m ² 未満を除く。）
66の7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、その他の飲食店	ちゅう房施設（総床面積が1,500m ² 未満を除く。）
67	洗たく業	洗浄施設
68	写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設
68の2	病院（病床数が300以上の病院）	(イ)ちゅう房施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	解体施設
69の2	中央卸売市場	(イ)卸売場、(ロ)仲卸売場
69の3	地方卸売市場	(イ)卸売場、(ロ)仲卸売場
70		廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定するものをいう。）
70の2	自動車分解整備事業	洗車施設（屋内作業場の総面積が800m ² 未満を除く。）
71		自動式車両洗浄施設
71の2	研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	(イ)洗浄施設、(ロ)焼入れ施設
71の3		一般廃棄物処理施設である焼却施設
71の4		産業廃棄物処理施設
71の5		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設
71の6		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸りゆう施設
72		し尿処理施設（500人以下を除く。）
73		下水道終末処理施設
74		特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設
指定地域特定施設(施行令第3条の2)		政令で指定された地域において、特定施設となる施設。 （201人以上500人以下のし尿浄化槽）

資料3-16 水質汚濁防止法による一律基準

人の健康の保護に関する項目（有害物質）

[単位：mg/l]

項目	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機リン化合物(注1)	鉛及びその化合物	六価クロム化合物	砒素及びその化合物	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	アルキル水銀化合物	ポリ塩化ビフェニル	トリクロロエレン
排水(許容限度)	カドミウム 0.1	シアン 1	1	鉛 0.1	六価クロム 0.5	砒素 0.1	水銀 0.005	検出されないこと	0.003	0.3
地下浸透水(許容限度)	0.001	0.1	0.1	0.005	0.04	0.005	0.0005	0.0005	0.0005	0.002

項目	テトラクロロエレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエレン	シス-1,2-ジクロロエレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム
排水(許容限度)	0.1	0.2	0.02	0.04	0.2	0.4	3	0.06	0.02	0.06
地下浸透水(許容限度)	0.0005	0.002	0.0002	0.0004	0.002	0.004	0.0005	0.0006	0.0002	0.0006

項目	シマジン	チオベンカブ	ベンゼン	セレン及びその化合物	ほう素及びその化合物		ふっ素及びその化合物		アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
					海域以外	海域	海域以外	海域	
排水(許容限度)	0.03	0.2	0.1	セレン 0.1	ほう素 10	ほう素 230	ふっ素 8	ふっ素 15	100(注2)
地下浸透水(許容限度)	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.2		0.2		アンモニア性窒素 0.7 亜硝酸性窒素 0.2 硝酸性窒素 0.2

注1：パラチオン、メチルパラチオン、メルピト及びEPNに限る。

注2：アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

生活環境項目の保全に関する項目

[単位：pHは－、その他はmg/l]

項目	水素イオン濃度(pH)		生物化学的酸素要求量(BOD)		化学的酸素要求量(COD)		浮遊物質量(SS)	
	河川・湖	海域	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均
許容限度	5.8~8.6	5.0~9.0	160	120	160	120	200	150

生活項目の保全に関する項目（特殊項目）

[単位：大腸菌群数は個/cm³、その他はmg/l]

項目	ホルマリン抽出物質含有量		フェノール類含有量	銅含有量	亜鉛含有量※	溶解性鉄含有量	溶解性マンガン含有量	カドミウム含有量	大腸菌群数	窒素含有量		りん含有量	
	鉱油類含有量	動物油脂類含有量								最大	日間平均	最大	日間平均
許容限度	最大 5	最大 30	最大 5	最大 3	最大 2	最大 10	最大 10	最大 2	最大 3,000	最大 120	日間平均 60	最大 16	日間平均 8

※亜鉛含有量の基準値について

- 排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成18年11月10日公布）が平成18年12月10日から施行されたことに伴い、従来の5mg/lから2mg/lに変更された。
- なお、金属鉱業など10業種に属する特定事業場については、施行後5年間は暫定排水基準(5mg/l)が設定される。

資料3-1-7 総量規制の算出に用いるC値

平成19年6月22日告示

(1) 化学的酸素要求量

[CODに係る総量規制基準の算定方法]

$$L_c = C_{cc} \cdot Q_c \times 10^{-3}$$

または

$$L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$$

L_c : 総量規制基準=CODの許容排出負荷量 (kg/日)

C_{cc} (C_{co})、 C_{ci} 、 C_{cj} : 業種区分ごとに国が定めた範囲内で知事が定める一定のCODの値 (mg/ℓ)

Q_c (Q_{co}): 昭和55年6月30日より前に発生していた工程排出水の量 (m³/日)

Q_{ci} : 昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに新・増設により増加した工程排出水の量 (m³/日)

Q_{cj} : 平成3年7月1日以降 (一部の業種については平成8年9月1日以降)、新・増設により増加した工程排出水の量 (m³/日)

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 単位 につき 1リットル (1) (2) (3) C _{co} C _{ci} C _{cj}	備考
2	畜産農業	70	
3	天然ガス鉱業	60	
4	非金属鉱業	20	
5	肉製品製造業	50	
6	乳製品製造業	30	平成8年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合については、特定排出水の量)を除く特定排出水の量 (以下「平成8年9月1日以前の特定施設に係る量」という。)にあっては、化学的酸素要求量(3)の欄の値は、30とする。
7	畜産食品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	40	30
8	水産缶詰・瓶詰製造業	40	30
9	寒天製造業	80	80

10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	50	30	20
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	30	20
12	冷凍水産物製造業	30	30	20
13	冷凍水産食品製造業	40	40	30
14	水産食品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	40	40	30
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食品製造業	60	30	30
16	野菜漬物製造業	40	40	30
17	味そ製造業	70	70	30
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	70	70	40
19	うま味調味料製造業	20	20	20
20	ソース製造業	30	30	30
21	食酢製造業	40	40	30
22	砂糖精製業	40	40	30
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	50	50	30
24	小麦粉製造業	30	30	30
25	パン製造業	30	30	20
26	生菓子製造業	40	40	30
27	ビスケット類・干菓子製造業	40	40	30
28	米菓製造業	40	40	40
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	40	30
30	植物油脂製造業	40	40	30
31	動物油脂製造業	40	40	30
32	食用油脂加工業	40	40	30
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	110	100	90
34	穀類でんぷん製造業	50	50	40
35	めん類製造業	30	30	30
37	豆腐・油揚げ製造業	30	30	30
38	あん類製造業	60	60	40
39	冷凍調理食品製造業	50	20	20
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	30	30
41	清涼飲料製造業	30	20	20
42	果実酒製造業	30	30	30
43	ビール製造業	30	30	30
44	清酒製造業	30	30	30
45	蒸留酒・混成酒製造業	30	30	20
46	イースタントコーヒー製造業	20	20	20
47	配合飼料製造業	20	20	20

48	単体飼料製造業	20	20	20	20
49	有機質肥料製造業	20	20	20	20
50	たばこ製造業	30	20	20	20
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	30	30	30	30
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	80	80	70	70
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	90	90	90	90
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルゲット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	40	40	30	30
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	80	80	80	80
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	90	90	90	90
61	繊維工業で綿状繊維・染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	60	50	50	50
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	50	50	50	50
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	90	90	80	80
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	70	70	60	60
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	40	40	40	40
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	40	40	40	40
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	40	40	40	40
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	30	30	30
69	一般製材業又は木材チップ製造業	40	40	40	40
71	合板製造業(集材製造業を含む。) 又はパルプ・ペーパー製造業	30	30	30	30

										順序に従い、10、10、10とする。
75	木材薬品処理業	20	20	20	20					
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	70	70	60	60					
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	60	60	60	60					
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラウンドパルプ製造工程、リブアイナイグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	50	50	50	50					
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラウンドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	140	130	120	120					
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラウンドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグラウンドパルプ製造工程を含む。) 又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。)	80	80	80	80					
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	60	50	40	40					
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)	70	70	60	60					精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあつては、化学的酸素要求量(1)の欄の値は、80とする。
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	60	60	50	50					
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の分離工程を含む。)	90	90	80	80					
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	100	100	70	70					

86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ、リファイナードパルプ又はサモメカニカ工程(前工程のグラントパルプ、リファイナードパルプ又はサモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限定。)に係るもの	50	40	40	40	
87	(1) 日平均排水量立上り30,000方メートル以上のもの (2) 日平均排水量立上り30,000方メートル未満のもの	30	20	20	20	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	40	40	40	40	
89	機械すき紙製造業	60	60	60	60	パルプ製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量(1)の欄の値は、70とする。
90	手すき紙製造業	90	90	80	80	
91	塗工紙製造業	20	20	20	20	
92	段ボール製造業	40	40	40	40	
93	重包装紙袋製造業	70	70	70	70	
94	セロファン製造業	40	40	40	40	
95	乾式法による繊維板製造業	40	40	40	40	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	80	80	60	60	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項まで)	30	30	30	30	

100	に掲げるものを除く。)印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	50	50	50	50	
101	製版業	50	50	50	50	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	30	30	30	30	
103	複合肥料製造業	30	30	30	30	
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	30	30	30	30	
105	ソーダ工業	20	20	20	20	
106	電炉工業	20	20	20	20	
107	無機顔料製造業	20	20	20	20	黄鉛製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
108	無機化学工業製品製造業(前3項に掲げるものを除く。)	20	20	20	20	(1) 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄(顔料を除く。)製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、60とする。 (2) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	60	40	40	(1) 靑酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、

					80とする。 (3) エピクロルヒドリン製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	50	30	合成染料又は合成染剤中間物の製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、180とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	20	20	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	40	40	(1) 乳比重合法による合成ゴム製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50とする。 (2) クロロブレンゴム製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	50	50	50	(1) 有機ゴム薬品製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、270、260、260とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあつては、化

114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	60	40	40	学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。
115	脂肪族系中間物製造業	60	60	50	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 (3) エピクロルヒドリン製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。
116	メタン誘導品製造業	30	30	20	
117	発酵工業	120	110	110	
118	コーラル製品製造業	120	120	120	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	50	30	合成染料又は合成染剤中間物の製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、190とする。
120	プラスチック製造業	30	20	20	(1) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、化学

121	合成ゴム製造業	40	40	40	<p>的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、50、50とする。</p> <p>(2) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。</p> <p>(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70とする。</p> <p>(2) クロロブレンゴム製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。</p>
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	50	50	50	<p>(1) 有機ゴム製品製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、280、270、270とする。</p> <p>(2) 有機農薬原体製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。</p>
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	50	30	20	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	30	30	30	
125	合成繊維製造業	30	20	20	アクリル系繊維製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値

126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	40	30	は、それぞれ同欄の順序に従い、60、40、30とする。
127	石けん・合成洗剤製造業	10	10	10	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	40	40	40	
129	塗料製造業	40	40	40	
130	印刷インキ製造業	40	40	30	
131	医薬品原薬・製剤製造業	70	70	60	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、化学的酸素要求量 ⁽³⁾ の欄の値は、70とする。
132	医薬品製剤製造業	30	30	30	
133	生物学的製剤製造業	30	30	30	
134	生薬・漢方製剤製造業	20	20	20	
135	動物用医薬品製造業	60	60	50	
136	火薬類製造業	20	20	20	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
137	農薬製造業	30	30	20	
138	合成香料製造業	120	110	110	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	20	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	30	30	20	
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	20	20	20	
143	写真感光材料製造業	10	10	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	40	40	40	
145	イオン交換樹脂製造業	170	170	130	
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	40	40	40	
147	石油精製業	20	20	20	潤滑油製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30	硫酸洗浄工程を有するものにあつては、化学

149	コークス製造業	180	90			的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、40とする。
150	石油コークスの製造業	70	50			
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10			
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	60	40			
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	20			
154	なめし革製造業	100	100			
155	毛皮製造業	50	50			
156	板ガラス製造業	10	10			
157	板ガラス加工業	10	10			
158	ガラス製加工素材製造業	10	10			
159	ガラス容器製造業	10	10			
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	10	10			
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	10	10			
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	50	50			
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30			
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	10	10			
165	生コンクリート製造業	10	10			
166	コンクリート製品製造業	10	10			
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	10	10			
168	黒鉛電極製造業	20	20			
169	碎石製造業	20	20			
170	鉱物・土石粉砕等処理業	20	20			
172	うわ薬製造業	20	20			
173	高炉による製鉄業	10	10			コークス炉を有するものにあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、30とする。
175	フェロアロイ製造業	20	20			
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	10	10			
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。)	20	20			

179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	20	20			
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	20	20			
181	冷間ロール成型形鋼製造業	20	20			
182	鋼管製造業	20	20			
183	伸鉄業	10	10			
184	磨棒鋼製造業	10	10			
185	引抜鋼管製造業	10	10			
186	伸線業	10	10			
187	ブリキ製造業	20	20			
188	亜鉛鉄板製造業	20	20			
189	めっき鋼管製造業	20	20			
190	めっき鉄鋼線製造業	20	20			
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	10	10		
192	鍛鋼製造業	10	10			
193	鍛工品製造業	10	10			
194	鋳鋼製造業	10	10			
195	銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	10	10			
196	銑鉄管製造業	10	10			
197	可鍛銑鉄製造業	10	10			
198	鉄粉製造業	10	10			
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	10	10			
200	非鉄金属製造業	10	10			
201	電気めっき業	40	40			
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	10	10			
203	一般機械器具製造業	10	10			
204	プリント回路製造業	20	20			
205	電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)	10	10			
206	輸送用機械器具製造業	10	10			
207	精密機械器具製造業	10	10			
208	ガス製造工場	20	20			
209	下水道業	20	20			標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度に下水を処理することができる

						方法により下水を処理するものについては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、15、15、15とする。
210	空瓶卸売業	30	20	20	20	
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。）	30	30	30	20	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	50	40	40	30	
213	飲食店	50	40	40	30	平成18年2月1日以後に設置したし尿浄化槽を使用するものについては、化学的酸素要求量の欄の値は、30とする。
214	宿泊業	50	40	40	30	平成18年2月1日以後に設置したし尿浄化槽を使用するものについては、化学的酸素要求量の欄の値は、30とする。
215	リネンサプライ業	40	40	40	30	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	40	40	40	30	
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	60	60	60	60	
219	自動車整備業	20	20	20	20	
220	病院	30	30	30	30	
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	30	30	30	30	業種その他の区分の欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することによりし尿を処理するものについては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、25、25とする。
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）	50	50	50	30	(1) 昭和55年7月建設省告示第1292号が適用される前のものについては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、

223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	40	30	20		70、70、40とする。 (2) 平成18年2月1日以後に設置したし尿浄化槽を使用するものについては、化学的酸素要求量の欄の値は、30とする。 (1) 日平均排水量が3,000立方メートル未満のものにあつては、化学的酸素要求量(1)の欄の値は、50とする。 (2) 昭和62年6月30日以前に設置されたものについては、化学的酸素要求量(2)の欄の値は、40とする。 (3) 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高処理することによりし尿を処理するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、20、10とする。
224	ごみ処理業	30	30	30		
225	廃油処理業	20	20	20		
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	20	20	20		
227	死亡獣畜取扱業	40	40	40		
228	と畜場	40	40	40		
229	中央卸売市場	20	20	20		
230	地方卸売市場	20	20	20		
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第1条の2各号に掲げるものをいう。）	20	20	20		

232	整理番号2の項から前項までに分類されないものの	(1) 金属鉱業に係るもの	10	10	10	10
		(2) 衣類・その他の繊維製品製造業に係るもの	30	30	30	30
		(3) 石こう製品製造業に係るもの	10	10	10	10
		(4) 上水道業又は工業用水道業に係るもの	10	10	10	10
		(5) 生活排水に係るもの(日平均排水量400立方メートル以上のももの)	30	30	30	30
		(6) 生活排水に係るもの(日平均排水量400立方メートル未満のもの)	50	50	40	40
		(7) (1)から(6)までに分類されないもの	10	10	10	10

(2) 窒素含有量

[窒素に係る総量規制基準の算定方法]

$$Ln = Cn \cdot Qn \times 10^{-3}$$

または

$$Ln = (Cno \cdot Qno + Cni \cdot Qni) \times 10^{-3}$$

Ln：総量規制基準＝窒素の許容排出負荷量 (kg/日)

Cn (Cno)、Cni：業種区分ごとに国が定めた範囲内で知事が定める一定の窒素含有量の値 (mg/θ)

Qn (Qno)：平成14年9月30日より前にすでに発生していた工程排水の量 (m³/日)

Qni：平成14年10月1日から新・増設により増加した工程排水の量 (m³/日)

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量		備考
		単位	1リットルにつきミリグラム	
2	畜産農業	Cno	(1) 60	
3	天然ガス鉱業	Cni	(2) 60	
4	非金属鉱業	Cno	15	

5	肉製品製造業	30	10	10
6	乳製品製造業	20	20	10
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	30	30	10
8	水産缶詰・瓶詰製造業	20	20	10
9	寒天製造業	20	20	10
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	20	20	10
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	45	45	10
12	冷凍水産物製造業	45	45	10
13	冷凍水産食品製造業	45	45	10
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	45	45	10
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	20	20	10
16	野菜漬物製造業	20	20	10
17	味噌製造業	20	20	10
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	45	45	10
19	うま味調味料製造業	20	20	10
20	ソース製造業	20	20	10
21	食酢製造業	20	20	10
22	砂糖精製業	20	20	10
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	20	20	10
24	小麦粉製造業	20	20	10
25	パン製造業	20	20	10
26	生菓子製造業	20	20	10
27	ビスケット類・干菓子製造業	20	20	10
28	米菓製造業	20	20	10
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	20	10
30	植物油脂製造業	20	20	10
31	動物油脂製造業	20	20	10
32	食用油脂加工業	20	20	10
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	20	20	10
34	穀類でんぷん製造業	20	20	10
35	めん類製造業	20	20	10
37	豆腐・油揚げ製造業	30	30	10
38	あん類製造業	20	20	10
39	冷凍調理食品製造業	30	30	10
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	20	20	10

41	清涼飲料製造業	20	10		
42	果実酒製造業	20	10		
43	ビール製造業	20	10		
44	清酒製造業	20	10		
45	蒸留酒・混成酒製造業	20	10		
46	イソスタントコートヒー製造業	20	10		
47	配合飼料製造業	20	10		
48	単体飼料製造業	20	10		
49	有機質肥料製造業	20	10		
50	たばこ製造業	20	10		
51	生糸製造業（副糸糸精練業を含む。）	20	10		
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの	20	10		
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	20	10		
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下この表において「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	20	10		
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	25	10		綿織物染色工程にあつては、窒素含有量(1)の欄の値は、60とする。
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	25	10		
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	20	10		
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	20	10		
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	25	10		
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	20	10		
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	20	10		
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	20	10		
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	20	10		
68	繊維工業（整理番号55の項から前項ま	20	10		

	でに掲げるものを除く。）				
69	一般製材業又は木材チップ製造業	20	10		
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパパーテイクルボード製造業	20	10		
75	木材薬品処理業	20	10		
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	20	10		
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	20	10		
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラフトパルプ製造工程、リファイナーグラフトパルプ製造工程又はサーマカニカルパルプ製造工程に係るもの	20	10		
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラフトパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10		
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグラフトパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	20	10		
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10		
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	20	10		
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10		
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	20	10		
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	20	10		
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラフトパルプ、リファイナーグラ	20	10		

	ンドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグラブドパルプ、リファイナーグラブドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの			
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	20	10	
89	機械すき紙製造業	20	10	
90	手すき紙製造業	20	10	
91	塗工紙製造業	20	10	
92	段ボール製造業	20	10	
93	重包装紙袋製造業	20	10	
94	セロファン製造業	20	10	
95	乾式法による繊維板製造業	20	10	
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	20	10	
101	製版業	20	10	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	15	10	(1) アンモニニア製造工程にあつては、窒素質含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30とする。 (2) アンモニニア誘導品製造工程にあつては、窒素質含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、200とする。 (3) 尿素製造工程にあつては、窒素質含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1,500、1,100とする。
103	複合肥料製造業	15	10	

104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	15	10	
105	ソーダ工業	15	10	
106	電炉工業	15	10	
107	無機顔料製造業	50	40	
108	無機化学工業製品製造業（前3項に掲げるものを除く。）	20	10	窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあつては、窒素質含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素質含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素質含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	15	10	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化石として使用するものにあつては、窒素質含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素質含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	
115	脂肪族系中間物製造業	15	10	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素質含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序

				に従い、50、40とする。 (2) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、500、500とする。
116	メタン誘導品製造業	15	10	
117	発酵工業	15	10	
118	ニールターール製品製造業	800	800	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
120	プラスチック製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化石剤として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
121	合成ゴム製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化石剤として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。 (2) イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。 (3) メラミン製造工

				程にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、850、850とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	15	10	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	15	10	
125	合成繊維製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	15	10	
127	石けん・合成洗剤製造業	15	10	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	
129	塗料製造業	15	10	
130	印刷インキ製造業	15	10	
131	医薬品原薬・製剤製造業	15	10	医薬品原薬製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するものは、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。）
132	医薬品製剤製造業	15	10	
133	生物学的製剤製造業	15	10	
134	生薬・漢方製剤製造業	15	10	
135	動物用医薬品製造業	15	10	
136	火薬類製造業	15	10	
137	農薬製造業	15	10	
138	合成香料製造業	15	10	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	15	10	
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	15	10	
143	写真感光材料製造業	15	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	15	10	
145	イオン交換樹脂製造業	15	10	
146	化学工業（整理番号102の項から前項ま	15	10	

147	でに掲げるものを除く。)					
148	石油精製業 潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	20	10	10	
149	コークス製造業	600	600	400	400	
150	石油コークス製造業	20	20	10	10	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	20	10	10	
152	ゴム製品製造業でラックス成型型洗浄工程に係るもの	20	20	10	10	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	20	10	10	
154	なめし革製造業	20	20	10	10	
155	毛皮製造業	20	20	10	10	
156	板ガラス製造業	20	20	10	10	
157	板ガラス加工業	20	20	10	10	
158	ガラス製加工素材製造業	20	20	10	10	
159	ガラス容器製造業	20	20	10	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	20	10	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	20	20	10	10	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	20	20	10	10	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	20	10	10	
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	20	10	10	
165	生コンクリート製造業	20	20	10	10	
166	コンクリート製品製造業	20	20	10	10	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	20	10	10	
168	黒鉛電極製造業	20	20	10	10	
169	碎石製造業	20	20	10	10	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	20	20	10	10	
172	うわ葉製造業	20	20	10	10	
173	高炉による製鉄業	15	15	10	10	(1) コークス製造工程 にあつては、窒素含有量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、600、400とす。 (2) ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とす。

175	フェロアロイ製造業	15	15	10	10	序に従い、55、40とす。
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	15	15	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	15	15	10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とす。
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	15	15	10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とす。
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	15	15	10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とす。
181	冷間ロール成型形鋼製造業	15	15	10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とす。
182	鋼管製造業	15	15	10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とす。
183	伸鉄業	15	15	10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とす。
184	磨棒鋼製造業	15	15	10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とす。

185	引技鋼管製造業	15	10	とする。 ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
186	伸線業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
187	ブリキ製造業	15	10	
188	亜鉛鉄板製造業	15	10	
189	めっき鋼管製造業	15	10	
190	めっき鉄鋼線製造業	15	10	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
192	鍛鋼製造業	15	10	
193	鍛工品製造業	15	10	
194	鋳鋼製造業	15	10	
195	鋳鉄鑄物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）	15	10	
196	鑄鉄管製造業	15	10	
197	可鍛鑄鉄製造業	15	10	
198	鉄粉製造業	15	10	
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
200	非鉄金属製造業	20	10	
201	電気めっき業	20	10	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。

202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	(1) 溶融めっき工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。 (2) アルミイト加工工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
203	一般機械器具製造業	20	10	
204	プリント回路製造業	20	10	
205	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）	20	10	(1) 民生用電気機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。 (2) 半導体素子製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。
206	輸送用機械器具製造業	20	10	自動車・同付属品製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。
207	精密機械器具製造業	20	10	時計・同部分品製造工程（時計側を除く。）にあつては、窒素含有

208	ガス製造工場	20	量(1)の欄の値は、30とする。	
209	下水道業	25	(1) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、10、10とする。 (2) 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものは、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。	
210	空瓶卸売業	25		15
211	共同調理場(学校給食法第6条に規定する施設をいう。)	25		15
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	25		15
213	飲食店	25		15
214	宿泊業	25		15
215	リネンサプライ業	25		15
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	25		15
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	25		15
219	自動車整備業	25		15
220	病院	25		15
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)	30	業種その他の区分の欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度に処理すること	20

222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	40		20	し尿を処理するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、15とする。
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	25		15	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度に処理することができる方法によりし尿を処理するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、15とする。
224	ごみ処理業	25		15	
225	廃油処理業	25		15	
226	産廃廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	40		20	
227	死亡獣畜取扱業	25		15	
228	と畜場	25		15	
229	中央卸売市場	25		15	
230	地方卸売市場	25		15	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	25		15	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないものの	10	(1) 金属鉱業に係るもの (2) 衣類・その他の繊維製品製造業に係るもの (3) 石こう製品製造業に係るもの	10	

	(4) 上水道業又は工業用水道業に係るもの	10	10	
	(5) 生活排水に係るもの(日平均排水量400立方メートル以上のもの)	30	20	
	(6) 生活排水に係るもの(日平均排水量400立方メートル未満のもの)	40	20	
	(7) (1)から(6)までに分類されないもの	10	10	

(3) りん含有量

[りんに係る総量規制基準の算定方法]

$$Lp = Cp \cdot Qp \times 10^{-3}$$

または

$$Lp = (Cpo \cdot Qpo + Cpi \cdot Qpi) \times 10^{-3}$$

Lp: 総量規制基準=りんの許容排出負荷量 (kg/日)

Cp (Cpo)、Cpi: 業種区分ごとに国が定めた範囲内で知事が定める一定のりん含有量の値 (mg/l)

Qp (Qpo): 平成14年9月30日より前にすでに発生していた工程排水の量 (m³/日)

Qpi: 平成14年10月1日から新・増設により増加した工程排水の量 (m³/日)

整理番号	業種その他の区分	りん含有量		備考
		単位につき(1) Cpo	1リットルにつき(2) Cpi	
2	畜産農業	8	8	
3	天然ガス鉱業	2	1	
4	非金属鉱業	1.5	1.5	
5	肉製品製造業	4	1	
6	乳製品製造業	5	1	
7	畜産食品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	8	1	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	3	1.5	
9	寒天製造業	3	1.5	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	3	1.5	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	3	1.5	
12	冷凍水産物製造業	3	1.5	

13	冷凍水産食品製造業			
14	水産食品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	4	4	1.5
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食品製造業	4	4	1.5
16	野菜漬物製造業	3	3	1.5
17	味噌製造業	4	4	1.5
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	8	8	1.5
19	うま味調味料製造業	3	3	1.5
20	ソース製造業	3	3	1.5
21	食酢製造業	3	3	1.5
22	砂糖精製業	3	3	1.5
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	3	3	1.5
24	小麦粉製造業	3	3	1.5
25	パン製造業	3	3	1.5
26	生菓子製造業	6	6	1
27	ビスケット類・干菓子製造業	3	3	1.5
28	米菓製造業	3	3	1.5
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	3	3	1.5
30	植物油脂製造業	4	4	1.5
31	動物油脂製造業	2	2	1
32	食用油脂加工業	3	3	1.5
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母類製造業	3	3	1.5
34	穀類でんぷん製造業	3	3	1.5
35	めん類製造業	3	3	1.5
37	豆腐・油揚げ製造業	5	5	1
38	あん類製造業	5	5	1
39	冷凍調理食品製造業	8	8	1
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	4	4	1.5
41	清涼飲料製造業	3	3	1.5
42	果実酒製造業	3	3	1.5
43	ビール製造業	3	3	1.5
44	清酒製造業	3	3	1.5
45	蒸留酒・混成酒製造業	3	3	1.5
46	イソスタントコーヒー製造業	3	3	1.5
47	配合飼料製造業	2	2	1
48	単体飼料製造業	2	2	1
49	有機質肥料製造業	2	2	1
50	たばこ製造業	2	2	1

51	生糸製造業(副番系精練業を含む。)	2	1	
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	2	1	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	2	1	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下この表において「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	2	1	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	5	1	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	5	1	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	5	1	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	2	1	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	5	1	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	2	1	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	2	1	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	2	1	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	2	1	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	2	1	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)	2	1	
75	木材製品処理業	2	1	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	2	1	

77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルフトアイトパルプ製造工程に係るもの	2	1	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラフトパルプ製造工程、リフトアイトナーグラフトパルプ製造工程又はサームメカニカルパルプ製造工程に係るもの	2	1	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラフトパルプ製造工程又は未さらしセメキミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	2	1	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグラフトパルプ製造工程を含む。)	2	1	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラフトパルプ製造工程の未さらしセメキミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの	2	1	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグラフトパルプ製造工程を含む。)	2	1	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	2	1	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)	2	1	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	2	1	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラフトパルプ、リフトアイトナーグラフトパルプ又はサームメカニカルパルプ製造工程を有するもの	2	1	

87	のに限る。)に係るもの パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	2	1	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	2	1	
89	機械すき紙製造業	2	1	
90	手すき紙製造業	2	1	
91	塗工紙製造業	2	1	
92	段ボール製造業	2	1	
93	重包装紙袋製造業	2	1	
94	セロファン製造業	2	1	
95	乾式法による繊維板製造業	2	1	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	2	1	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	2	1	
101	製版業	2	1	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	2	1	
103	複合肥料製造業	2	1	
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	2	1	
105	ソーダ工業	2	1	
106	電炉工業	2	1	
107	無機顔料製造業	2	1	
108	無機化学工業製品製造業(前3項に掲げるものを除く。)	2	1	
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック	2	1	

112	チック製造工程に係るもの 石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	2	1	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4とする。
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1	
115	脂肪族系中間物製造業	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4とする。
116	メタン誘導品製造業	2	1	
117	発酵工業	2	1	
118	ニールターール製品製造業	2	1	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4とする。
120	プラスチック製造業	2	1	
121	合成ゴム製造業	2	1	
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	2	1	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	2	1	
125	合成繊維製造業	2	1	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	2	1	
127	石けん・合成洗剤製造業	2	1	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	2	1	
129	塗料製造業	2	1	
130	印刷インキ製造業	2	1	

131	医薬品原薬・製剤製造業	2	1	医薬品原薬製造工程 (りん又はその化合物 を原料として使用する ものに限る。) にあつ ては、りん含有量(1)の 欄の値は、4 とする。
132	医薬品製剤製造業	2	1	
133	生物学的製剤製造業	2	1	
134	生薬・漢方製剤製造業	2	1	
135	動物用医薬品製造業	2	1	
136	火薬類製造業	2	1	
137	農薬製造業	2	1	
138	合成香料製造業	2	1	
139	香料製造業 (前項に掲げるものを除く。)	2	1	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	2	1	
142	ゼラチン・接着剤製造業 (にかわ製造業を含む。)	2	1	
143	写真感光材料製造業	2	1	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	2	1	
145	イオン交換樹脂製造業	2	1	
146	化学工業 (整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1	
147	石油精製業	2	1	
148	潤滑油製造業 (前項に掲げるものを除く。)	2	1	
149	コークス製造業	2	1	
150	石油コークス製造業	2	1	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	2	1	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	2	1	
153	ゴム製品製造業 (前2項に掲げるものを除く。)	2	1	
154	なめし革製造業	2	1	
155	毛皮製造業	2	1	
156	板ガラス製造業	2	1	
157	板ガラス加工業	2	1	
158	ガラス製加工素材製造業	2	1	
159	ガラス容器製造業	2	1	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	2	1	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	2	1	
162	ガラス繊維 (長繊維に限る。) ・同製品製造業	2	1	
163	ガラス繊維・同製品製造業 (前項に掲	2	1	

164	ガラス・同製品製造業 (整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1	
165	生コンクリート製造業	2	1	
166	コンクリート製品製造業	2	1	
167	セメント製品製造業 (前2項に掲げるものを除く。)	2	1	
168	黒鉛電極製造業	2	1	
169	砕石製造業	2	1	
170	鉱物・土石粉砕等処理業	2	1	
172	うわ葉製造業	2	1	
173	高炉による製鉄業	2	1	
175	フェロアロイ製造業	2	1	
176	高炉によらない製鉄業 (前項に掲げるものを除く。)	2	1	
178	製鋼・製鋼圧延業 (転炉 (単独転炉を含む。)) 又は電気炉 (単独電気炉を含む。)) によるものに限る。)	2	1	
179	熱間圧延業 (整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	2	1	
180	冷間圧延業 (整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	2	1	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	2	1	
182	鋼管製造業	2	1	
183	伸鉄業	2	1	
184	磨棒鋼製造業	2	1	
185	引抜鋼管製造業	2	1	
186	伸線業	2	1	
187	ブリキ製造業	2	1	
188	亜鉛鉄板製造業	2	1	
189	めっき鋼管製造業	2	1	
190	めっき鉄鋼線製造業	2	1	
191	表面処理鋼材製造業 (整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1	
192	鍛鋼製造業	2	1	
193	鍛工品製造業	2	1	
194	鋳鋼製造業	2	1	
195	鋳鉄鋳物製造業 (次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	2	1	
196	鋳鉄管製造業	2	1	

197	可鍛鉄製造業	2	1	
198	鉄粉製造業	2	1	
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
200	非鉄金属製造業	2	1	
201	電気めっき業	2	1	りん又はその化合物による表面処理施設を設置するもの(1)の欄の値は、4とする。
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	(1) 溶解めっき工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、りん含有量は、4とする。 (2) アルミイット加工工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、りん含有量は、8とする。
203	一般機械器具製造業	2	1	
204	プリント回路製造業	2	1	
205	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）	2	1	民生用電気機械器具製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、りん含有量(1)の欄の値は、6とする。
206	輸送用機械器具製造業	2	1	自動車・同付属品製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、りん含有量(1)の欄の値は、4とする。
207	精密機械器具製造業	2	1	
208	ガス製造工場	2	1	
209	下水道業	2	1.5	(1) 標準活性汚泥法その他これと同程

210	空瓶卸売業	4	2	
211	共同調理場（学校給食法第6条に規定する施設をいう。）	4	2	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	4	2	
213	飲食店	4	2	
214	宿泊業	4	2	
215	リネンサプライ業	5	1	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	5	1	
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	4	2	
219	自動車整備業	4	2	
220	病院	4	2	
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	4	2	業種その他の区分の欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によ

度により下水中のりんを除去するもの(高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れるものを除く。)にあっては、りん含有量の欄の値は、それぞれ、1、1とする。
(2) 高濃度のりんを多量に受け入れて処理するもの(標準活性汚泥法その他この中と同程度に下水を除去するもの)にあっては、りん含有量の欄の値は、それぞれ、3、2とする。

222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）	4	2	りし尿を処理するもの にあつては、りん含有 量の値は、それぞれ 同欄の順序に従い、 3、1とする。 業種その他の区分の欄 に規定する表又は建築 基準法施行令第32条第 3項第2号に規定する 技術上の基準を満たす 構造のし尿浄化槽より 高度にし尿を処理する ことができする方法によ りし尿を処理するもの にあつては、りん含有 量の値は、それぞれ 同欄の順序に従い、 3、1とする。 嫌気性消化法、好気性 消化法、湿式酸化法又 は活性汚泥法に凝集処 理法を加えた方法より 高度にし尿を処理する ことができする方法によ りし尿を処理するもの にあつては、りん含有 量の値は、2と する。
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	3	1	
224	ごみ処理業	4	2	
225	廃油処理業	4	2	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	4	1	
227	死亡獣畜取扱業	4	2	
228	と畜場	4	2	
229	中央卸売市場	4	2	
230	地方卸売市場	4	2	
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。）	4	2	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	1	1	(1) 金属鉱業に係るもの (2) 衣類・その他の繊維製品製造業に係るもの (3) 石こう製品製造業に係るもの

(4)	上水道業又は工業用水道業に係るもの	1	1			
(5)	生活排水に係るもの（日平均排水量400立方メートル以上のもの）	5	2			
(6)	生活排水に係るもの（日平均排水量400立方メートル未満のもの）	5	2			
(7)	(1)から(6)までに分類されないもの	1	1			

資料 3-18 汚濁負荷量の測定手法（化学的酸素要求量・窒素含有量・りん含有量）

適用条件 (事業規模等)	日平均排水量	日平均排水量	用水の量と特定排水との関係が明らか		その他 (差し引き方法)	
			日平均排水量 400m ³ /日以上	日平均排水量 400m ³ /日未満		
計測方法・頻度	400m ³ /日以上	400m ³ /日未満	日平均排水量 400m ³ /日以上	日平均排水量 400m ³ /日未満		
汚染状態の計測方法 ∧ 化学的酸素要求量・窒素含有量・りん含有量の値 ∨ mg/l ∨	(1) 水質自動計測法換算式	○	○	-	-	○
	(2) コンポジットサンプラー及び指定計測法 (JIS)	(1) によることが技術的に適当でない場合 その他(1)によりがたいと認められる場合可能	○	-	-	(1) によることが技術的に適当でない場合 その他(1)によりがたいと認められる場合可能
	(3) 指定計測法 1日3回以上試料採取	都道府県知事が定める場合可能	○	-	-	都道府県知事が定める場合可能
	(4) 水質簡易測定法換算式 1日3回以上試料採取	同上	○	-	-	同上
排水量 ∧ m ³ /日 ∨	(1) 流量計・流速計 (2) 積算体積計	○	○	○	○	○
	(3) 簡易な計測方法	都道府県知事が定める場合可能	○	-	○	都道府県知事が定める場合可能
測定頻度	毎日	200~400m ³ /日・1回/7日 100~200m ³ /日・1回/14日 50~100m ³ /日・1回/30日 (日平均排水量)				
	知事が定める場合	緩和可能				

資料 3-19 県条例による上乘せ排水基準

1 化学的酸素要求量 (COD)

(1) みなし指定地域特定施設以外に特定施設がある 1 日当たりの最大の水量が 50m³ 以上である工場又は事業場の排水水 (単位: mg/l)

区分	区域	業種	基準		許容限度		基準適用期日	
			日間平均	最大	日間平均	最大		
既設	県下全域	金属鉱業、非金属鉱業又は非鉄金属製造業に係るもの	通常排水量 1 万 m ³ 以上/日	10	15	51. 1. 1		
			通常排水量 5 千 m ³ 以上 1 万 m ³ 未満/日	15	20			
			通常排水量 5 千 m ³ 未満/日	20	30			
		食料品製造業に係るもの	畜産食料品製造業 (食鳥処理加工業を除く。) に係るもの	通常排水量 5 千 m ³ 以上/日	50	70	51. 1. 1	
				通常排水量 5 千 m ³ 未満/日	50	70		
			飲料製造業 (清酒製造行及び蒸留酒製造業を除く。) に係るもの	通常排水量 5 千 m ³ 以上/日	50	70		
				通常排水量 5 千 m ³ 未満/日	100	130		
			農産保存食料品製造業に係るもの (ジュース原液の製造を行うものに限る。)	通常排水量 5 千 m ³ 以上/日	50	70		
		弁当製造業に係るもの	通常排水量 5 千 m ³ 未満/日	100	130			
		繊維工業 (衣服その他の繊維製品製造業を除く。) に係るもの	通常排水量 1 万 m ³ 以上/日	通常排水量 1 万 m ³ 以上/日	10	15	51. 7. 1	
				通常排水量 1 万 m ³ 未満/日	100	130		
		木材及び木製品製造業 (家具製造業を除く。) に係るもの			通常排水量 1 万 m ³ 以上/日	70	100	57. 7. 16
		パルプ・紙及び紙加工品製造業に係るもの	パルプ製造業に係るもの	セミケミカルパルプの製造を行うもの	通常排水量 23 万 m ³ 以上/日	70	100	51. 7. 1
					通常排水量 20 万 m ³ 以上 23 万 m ³ 未満/日	80	110	
					通常排水量 20 万 m ³ 未満/日	90	120	
				クラフトパルプの製造を行うもの	通常排水量 11 万 5 千 m ³ 以上/日	70	100	51. 1. 1
					通常排水量 10 万 m ³ 以上 11 万 5 千 m ³ 未満/日	80	110	
					通常排水量 10 万 m ³ 未満/日	90	120	
			その他のもの			通常排水量 10 万 m ³ 以上/日	50	70
			紙製造業に係るもの	マニラ麻又は植物靱皮繊維を原料とするもの	通常排水量 1 万 m ³ 以上/日	65	90	52. 4. 1
					通常排水量 5 千 m ³ 以上 1 万 m ³ 未満/日	70	100	
					通常排水量 2 千 m ³ 以上 5 千 m ³ 未満/日	90	120	
					通常排水量 2 千 m ³ 未満/日	100	130	
未使用パルプを原料とするもの	通常排水量 5 千 m ³ 以上/日			40	55			
	通常排水量 3 千 m ³ 以上 5 千 m ³ 未満/日	50		70				
その他のもの			通常排水量 3 千 m ³ 未満/日	55	75			
その他のもの			通常排水量 4 万 m ³ 以上/日	40	55			
パルプ・紙及び紙加工品製造業に係るもの	紙製造業に係るもの	その他のもの	通常排水量 2 万 m ³ 以上 4 万 m ³ 未満/日	60	80	52. 4. 1		
			通常排水量 1 万 m ³ 以上 2 万 m ³ 未満/日	65	90			
			通常排水量 5 千 m ³ 以上 1 万 m ³ 未満/日	70	100			
			通常排水量 3 千 m ³ 以上 5 千 m ³ 未満/日	80	110			
			通常排水量 3 千 m ³ 未満/日	90	120			
			その他のもの				通常排水量 3 千 m ³ 未満/日	50

既設	県下全域	化学工業に係るもの	有機化学工業製品製造業に係るもの	アクリロニトリルの製造を行うもの	通常排水量30万m ³ 以上/日	20	25	51. 7. 1	
				通常排水量30万m ³ 未満/日	25	35			
				合成ゴム製造業に係るもの	通常排水量5千m ³ 以上/日	10	15		
					通常排水量5千m ³ 未満/日	50	70		
				発酵工業製品製造業に係るもの		50	70		
			その他のもの	通常排水量15万m ³ 以上/日	10	15	51. 1. 1		
				通常排水量15万m ³ 未満/日	15	20			
			化学繊維製造業（レーヨン製造業及びアセテート製造業に限る。）に係るもの	通常排水量10万m ³ 以上/日	20	30	51. 7. 1		
				通常排水量10万m ³ 未満/日	30	40			
			その他のもの	通常排水量5千m ³ 以上/日	10	15	51. 1. 1		
		通常排水量5千m ³ 未満/日		20	30				
		石油精製業に係るもの		10	15	51. 1. 1			
		弁当仕出屋		60	80	元.10. 1			
		飲食店		60	80				
		サービス業に係るもの	その他のもの	し尿処理施設（みなし指定地域特定施設であるし尿浄化槽を除く。）を設置するもの	洗たく業に係るもの		100	130	51. 1. 1
					その他のもの	通常排水量30万m ³ 以上/日	20	25	57. 7.16
				通常排水量15万m ³ 以上30万m ³ 未満/日		25	35		
				通常排水量1千m ³ 以上15万m ³ 未満/日		50	70		
				通常排水量1千m ³ 未満/日		100	130		
				酸又はアルカリによる表面処理施設を設置するもの		20	30	51. 1. 1	
				共同調理場		40	60	元.10. 1	
		し尿処理施設のみを設置するもの		30	40	51. 7. 1			
		下水道終末処理施設を設置するもの	その他のもの	活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により処理するもの	20	30	51. 1. 1		
50	70								
高速散水濾床法、モディファイド・エアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により処理するもの	50			70					
その他のもの（水質汚濁防止法施行令別表第1第1号の2の施設を設置するものを除く。）	その他のもの	通常排水量5千m ³ 以上/日	10	15	51. 1. 1				
		通常排水量5千m ³ 未満/日	20	30					
新設	県下全域	し尿処理施設のみを設置するもの		25	35	49. 7.19			
		下水道終末処理施設を設置するもの		20	30				
		その他のもの	通常排水量2千m ³ 以上/日	10	15				
			通常排水量1千m ³ 以上2千m ³ 未満/日	15	20				
			通常排水量1千m ³ 未満/日	20	30				

(2) みなし指定地域特定施設のみを設置する1日当たりの最大の水量が50m³以上である工場又は事業場の排水水(単位: mg/l)

区分	区域	準業種	基		基準適用期
			許容限度	基	
			日間平均	最大	日
既設	瀬戸内海地域	処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽	60	80	6. 4. 1
新設	瀬戸内海地域	処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽	25	35	3. 7.16

2 ノルマルヘキサン抽出物質含有量、浮遊物質（SS）、生物化学的酸素要求量（BOD）、銅含有量（単位：mg/ℓ）

区 域	基 準 業 種			項 目	許容限度		基準適用 期 日
					日間 平均	最大	
新居浜 海 域	全業種			ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	3.0		47. 1.16
四国中央 水 域	パルプ又は紙製造業に係るもの	セミケミカルパルプ製造設備を有するもの	通常排水量20万m ³ 以上/日	SS	40	50	48. 6.24
			通常排水量20万m ³ 未満/日	SS	50	70	
		クラフトパルプ製造業に係るもの	通常排水量10万m ³ 以上/日	SS	40	50	48. 6.24
			通常排水量10万m ³ 未満/日	SS	50	70	
	食料品製造業に係るもの	通常排水量5千m ³ 以上/日	SS	50	60	47. 1.20	
		通常排水量5千m ³ 未満/日	SS	70	90		
	その他のもの（水質汚濁防止法施行令別表第1第1号の2の施設を設置するものを除く。）			ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油類含有量）	10		48. 6.24
	し尿処理施設を設置するもの（みなし指定地域特定施設であるし尿浄化槽のみを設置するものを除く。）			BOD	30	—	
銅山川 水 域	鉱山に係るもの			銅含有量	2.0		48. 6.24
四国中央 水域を除く全公共 用水域	マニラ麻又は植物皮革繊維を原料とするもの	通常排水量1万m ³ 以上/日	SS	60	80	52. 4. 1	
		通常排水量5千m ³ 以上1万m ³ 未満/日	SS	65	90		
		通常排水量2千m ³ 以上5千m ³ 未満/日	SS	70	100		
		通常排水量2千m ³ 未満/日	SS	75	105		
	未使用パルプを原料とするもの	通常排水量5千m ³ 以上/日	SS	40	55	51. 3.23	
		通常排水量3千m ³ 以上5千m ³ 未満/日	SS	50	70		
		通常排水量3千m ³ 未満/日	SS	55	75		
	その他のもの	通常排水量4万m ³ 以上/日	SS	35	45	51. 3.23	
		通常排水量2万m ³ 以上4万m ³ 未満/日	SS	55	75		
		通常排水量1万m ³ 以上2万m ³ 未満/日	SS	60	80		
		通常排水量5千m ³ 以上1万m ³ 未満/日	SS	65	90		
		通常排水量3千m ³ 以上5千m ³ 未満/日	SS	70	100		
通常排水量3千m ³ 未満/日	SS	75	105				

※1日当たりの平均的な排水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用。ただし、し尿処理施設を設置する工場又は事業場にあつては、1日当たりの平均的な排水の量が50m³未満のものについても適用する。

資料3-20 市町別の特定事業場数

(平成21年3月末現在)

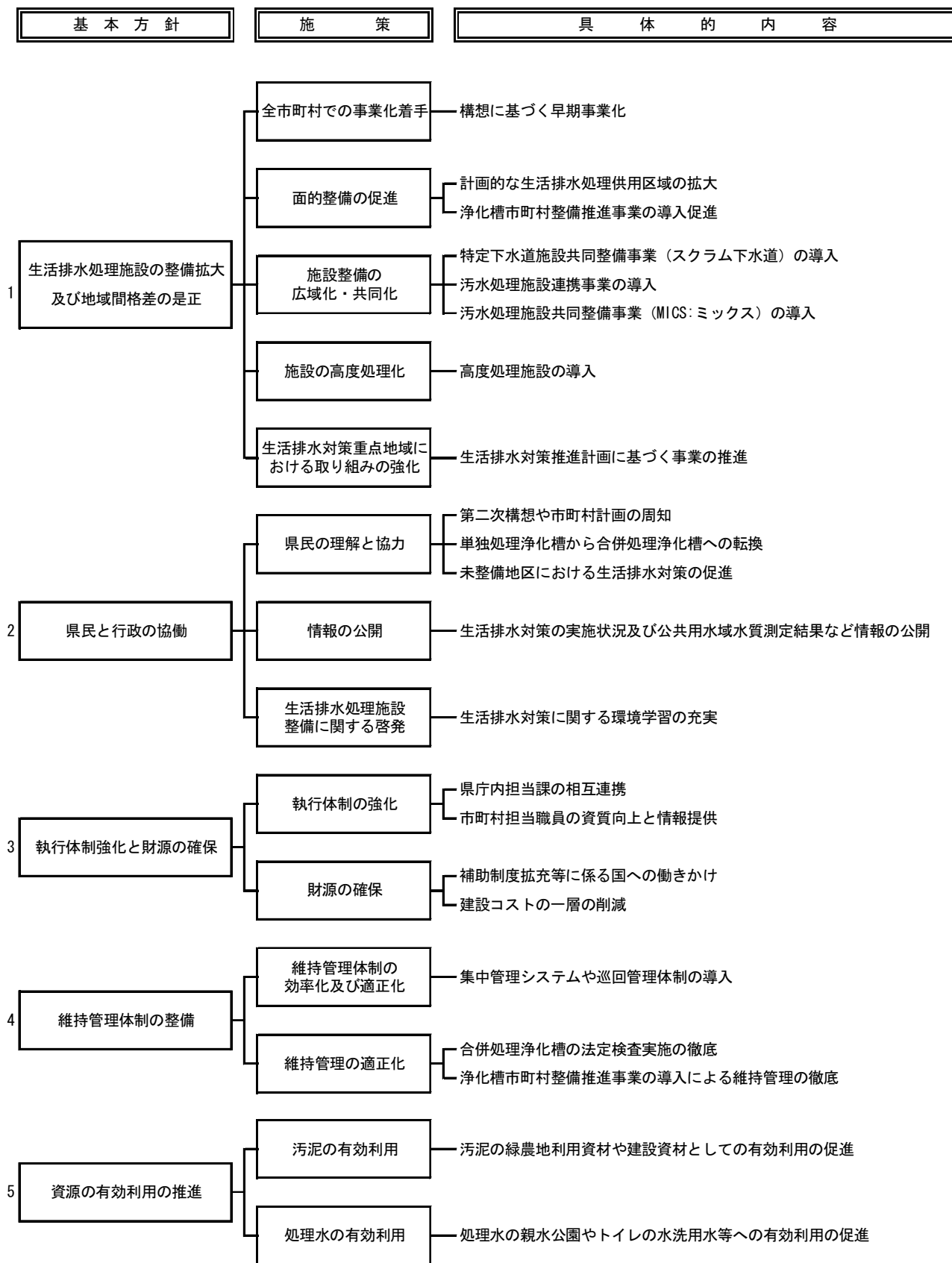
令 公 市町村名	水質汚濁防止法		瀬戸内海環境保全 特別措置法		愛媛県公害 防止条例	合計
	排水量 50m ³ /日以上	排水量 50m ³ /日未満	排水量 50m ³ /日以 上	排水量 50m ³ /日未満		
四国中央市	12	229	59	1	9	310
新居浜市	12	214	20	0	9	255
西条市	14	324	32	3	13	386
今治市	42	372	23	1	12	450
上島町	8	41	0	0	4	53
松山市	44	784	76	2	14	920
東温市	5	89	12	1	2	109
久万高原町	5	103	0	0	5	113
伊予市	6	85	9	0	6	106
松前町	7	64	7	0	1	79
砥部町	14	56	10	1	1	82
内子町	1	137	5	0	5	148
大洲市	13	342	14	1	5	375
八幡浜市	7	116	6	0	2	131
伊方町	8	154	1	0	1	164
西予市	14	506	6	0	7	533
宇和島市	10	513	8	4	5	540
松野町	1	18	0	0	0	19
鬼北町	6	66	0	0	2	74
愛南町	10	101	3	1	4	119
計	239	4314	291	15	107	4966

備考：排水量は、平均水量である。

資料3-21 排水基準の概要

区 分	法律・条例	基 準	項 目	工場、事業場の種類	規 制 地 域 等
濃度規制	水質汚濁防止法	一律基準	有害物質(27項目) (地下浸透有害物質(27項))	すべての特定事業場 (有害物質使用特定事業場)	県下全域 (貯池)
			一般項目(12項目)	排水量 通常 50m ³ /日以上	〃
			窒素・燐	〃	瀬戸内海区域
			燐	〃	高知県大渡ダムに流入する 区域
	愛媛県公害防止 条例	上乗せ 排水基準	COD	排水量 最大 50m ³ /日以上	県下全域
			SS	排水量 通常 50m ³ /日以上	県下全域の製紙工場等
			油分(鉱油類)	〃	新居浜海域に流入する区域
			油分(動植物油脂)	〃	四国中央水域に流入する区域 (畜産を除く。)
			銅	鉱山	銅山川水域
			BOD	し尿処理施設 (排水量50m ³ /日未満)	四国中央水域に流入する区域
			横だし 排水基準	有害物質(8項目)	すべての特定事業場 (排水施設)
一般項目(15項目) 特殊項目	〃	〃			
総量規制	水質汚濁防止法	総量規制 基 準	COD・窒素・燐	排水量 通常 50m ³ /日以上 指定地域内事業場	瀬戸内海区域

資料 3-22 第二次愛媛県全県域下水道化基本構想の推進施策の体系



資料 3-23 生活排水処理施設別の汚水処理人口及び普及率

生活排水処理施設の種類	基準年度 (平成 14 年度末)	中間目標年度 (平成 19 年度末)	平成 20 年度末 実績	目標年度 (平成 24 年度末)
行政人口 (千人)	1,502	1,522	1,464	1,475
下水道 (千人)	573 (37.3%)	705 (46.2%)	673 (45.9%)	725 (49.1%)
農業集落排水施設 (千人)	29 (1.9%)	44 (2.9%)	36 (2.5%)	42 (2.9%)
漁業集落排水処理施設 (千人)	4 (0.3%)	6 (0.4%)	5 (0.4%)	6 (0.4%)
簡易排水施設 (千人)	0.04 (0.003%)	0.04 (0.003%)	0.04 (0.003%)	0.04 (0.003%)
小規模排水施設 (千人)		0.03 (0.002%)		
コミュニティ・プラント (千人)	5 (0.4%)	5 (0.4%)	7 (0.5%)	7 (0.5%)
合併処理浄化槽 (千人)	192 (12.8%)	239 (15.7%)	263 (18.0%)	310 (21.0%)
汚水処理人口合計 (千人) (汚水処理人口普及率)	803 (53.5%)	999 (65.6%)	984 (67.2%)	1,089 (73.9%)

※ () 内の％は、行政人口に対する生活排水処理施設別の割合